

特別支援教育の現状と課題について

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

目次

1. 特別支援教育の現状
2. 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議
3. 教員の専門性の向上
4. 学習指導要領の改訂
5. 通級による指導の充実
6. 合理的配慮の提供
7. 家庭・教育・福祉の連携
8. 病気療養児に対する支援-遠隔教育について
9. 学校における医療的ケア
10. 令和2年度予算

1. 特別支援教育の現状について

特別支援教育について

- 障害のある子供については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。
- このため、障害の状態等に応じ、特別支援学校（※1）や小・中学校の特別支援学級（※2）、通級による指導（※3）等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。
- 特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

（※1）特別支援学校

- ・ 障害の程度が比較的重い子供を対象として教育を行う学校。公立特別支援学校（小・中学部）の1学級の標準は6人（重複障害の場合3人）。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む）。
⇒平成19年4月から、児童生徒等の障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換。

（※2）特別支援学級

- ・ 障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を標準（公立））。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

（※3）通級による指導

- ・ 小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業（主として各教科などの指導）を通常の学級で行いながら、一部の授業について障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。対象とする障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

特別支援教育の現状

特別支援教育の現状

障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数 (※令和元年度)	視覚障害 (約5,100人) 聴覚障害 (約8,200人) 知的障害 (約132,000人) 肢体不自由 (約31,100人) 病弱・身体虚弱 (約18,900人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約144,400人 (平成21年度の約 1.2倍)	知的障害 (約129,300人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱・身体虚弱 (約4,000人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,600人) 自閉症・情緒障害 (約136,000人) 合計：約278,100人 (平成21年度の約2.1倍)	言語障害 (約39,700人) 自閉症 (約25,600人) 情緒障害 (約19,200人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約22,400人) 注意欠陥多動性障害 (約24,700人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約50人) 合計：約134,200人 (平成21年度の約2.5倍)
幼児児童生徒数 (※令和元年度)	幼稚部：約 1,400人 小学部：約44,500人 中学部：約30,400人 高等部：約68,100人 義務教育段階の 全児童生徒の 0.8%	小学校：約200,600人 中学校：約 77,600人 義務教育段階の 全児童生徒の 2.9%	小学校：約116,600人 中学校：約 16,800人 高等学校：約 800人 義務教育段階の 全児童生徒の 1.4%
学級編制定数措置 (公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と 個別の指導計画 （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法をまとめた計画）を作成。			

※通常の学級における発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6.5%程度の在籍率（平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない点に留意。）

特別支援教育の現状

(令和元年5月1日現在)

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

小学校・中学校

特別支援学級

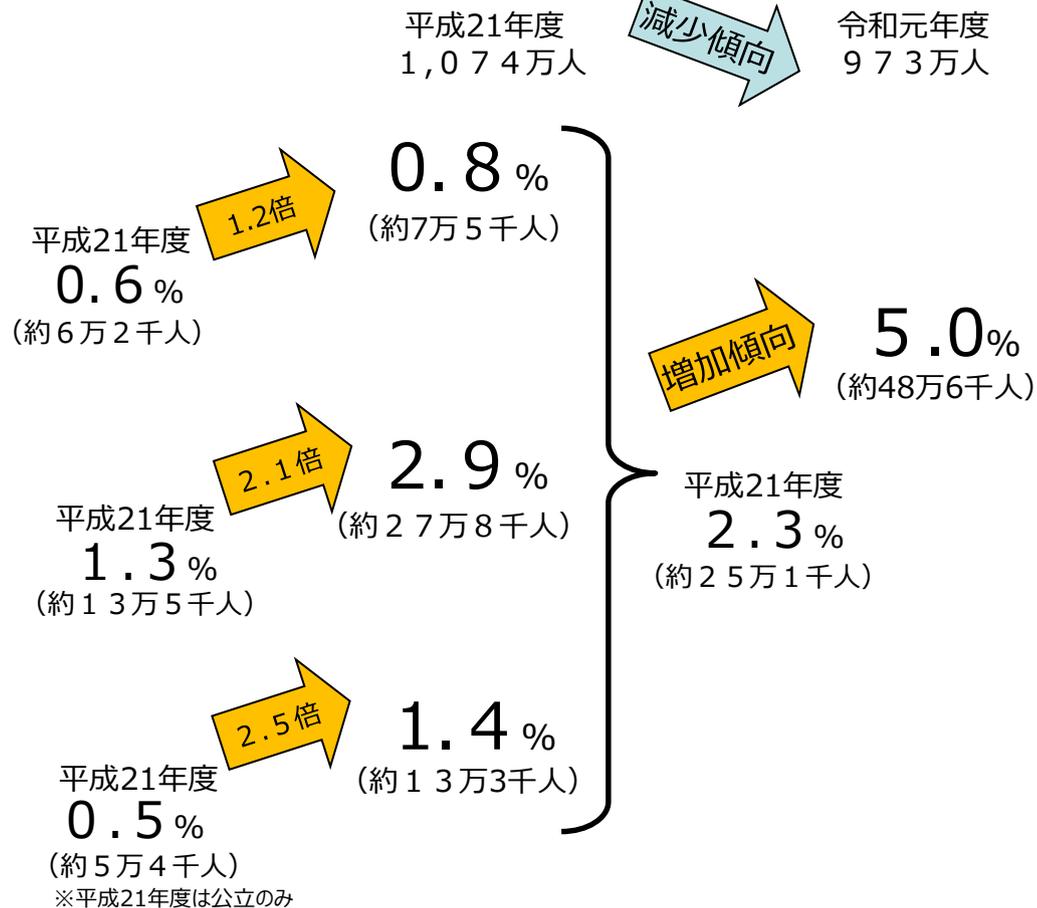
視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害 (LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害 (ADHD)

義務教育段階の全児童生徒数

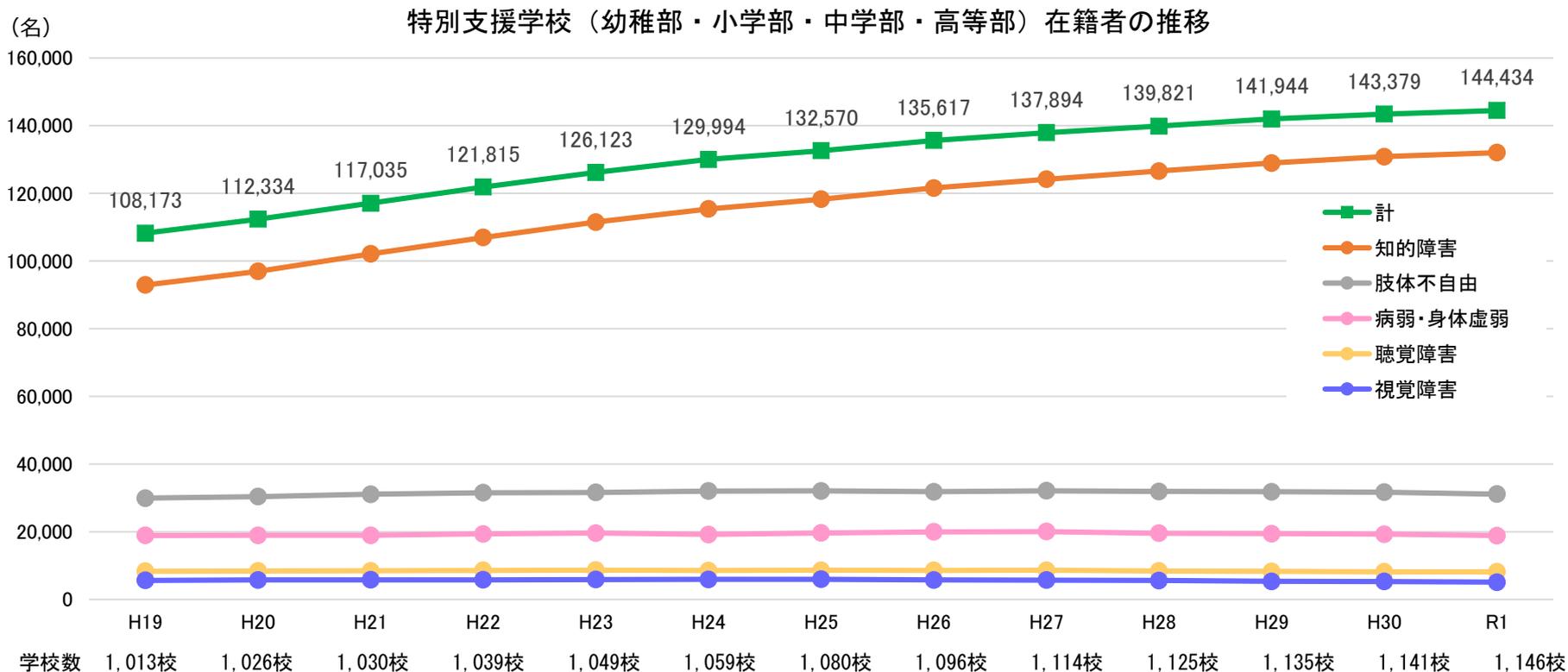


発達障害 (LD・ADHD・高機能自閉症等) の可能性のある児童生徒 : 6.5% 程度※の在籍率

※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

特別支援教育の現状

特別支援学校の児童生徒数・学校数の推移（各年度5月1日現在）



【令和元年度の状況】

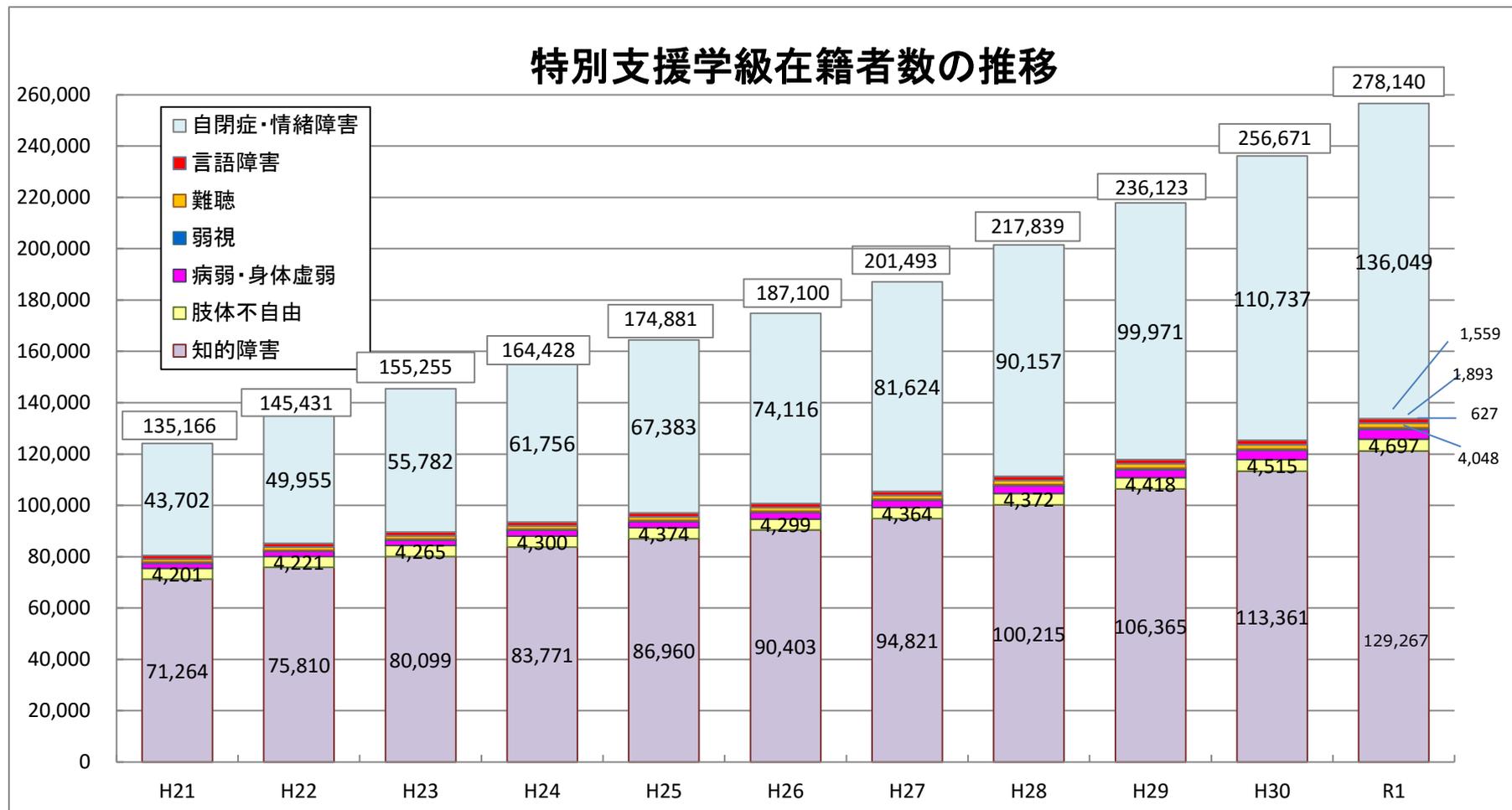
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	118	786	352	151	1,146
在籍者数	5,083	8,175	131,985	31,094	18,863	144,434

（出典）学校基本統計

※在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は指と一致しない。

※学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数の障害種別数値の合計は指と一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学校数の推移(各年度5月1日現在)

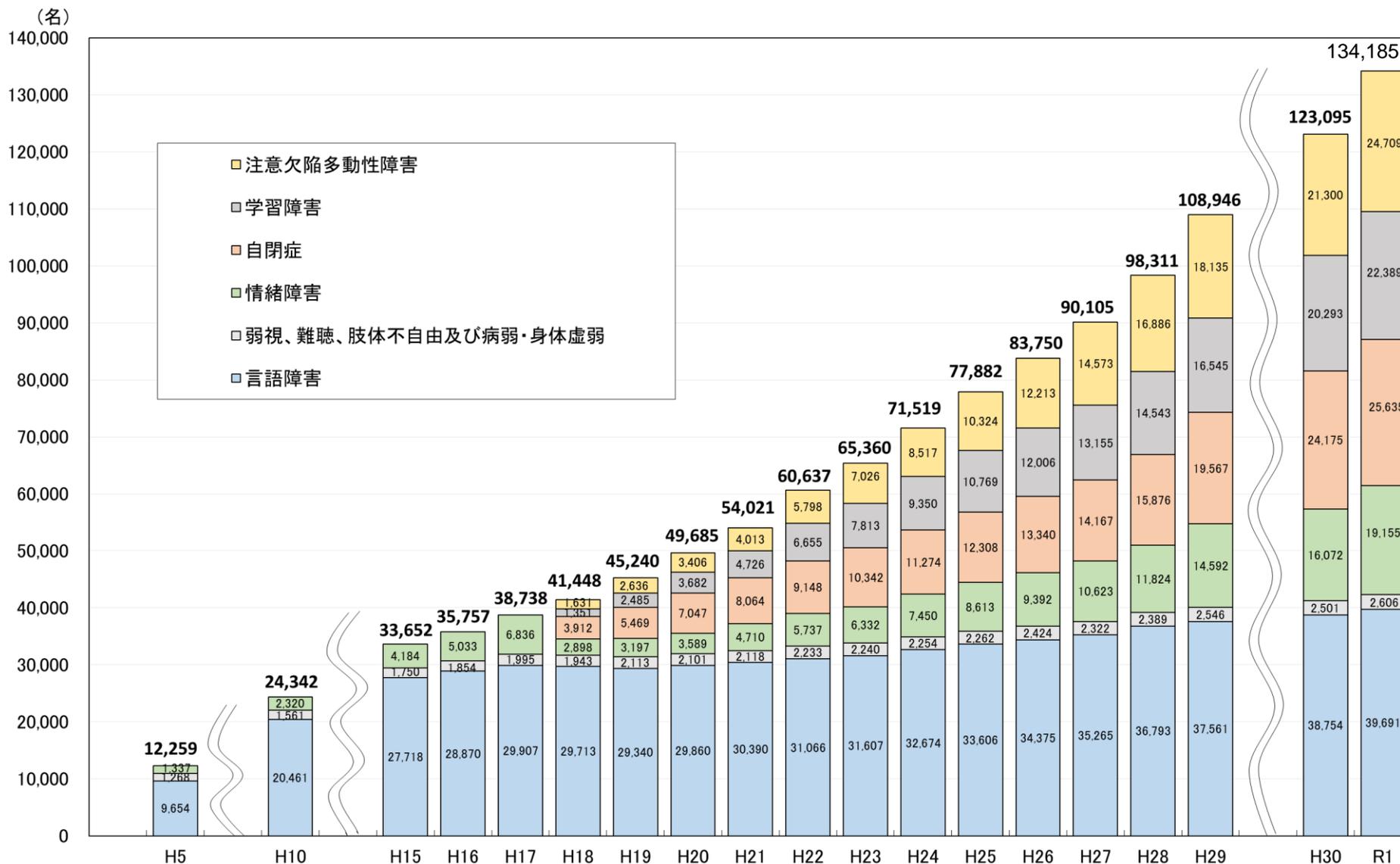


【令和元年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	29,162	3,150	2,518	537	1,294	707	29,287	66,655
在籍者数	129,267	4,697	4,048	627	1,893	1,559	136,049	278,140

特別支援教育の現状

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（各年度5月1日現在）



※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

近年の特別支援教育に関する動向

平成18年12月	<p>国連総会において障害者権利条約を採択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の人権・基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定 <ul style="list-style-type: none"> ◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止 ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進 など（教育分野） ・インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供 など
平成19年4月	<p>特別支援教育の本格的実施（平成18年3月 学校教育法等改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特殊教育」から「特別支援教育」へ ・盲・聾・養護学校から特別支援学校 ・特別支援学校のセンター的機能 ・小中学校等における特別支援教育 など
平成19年9月	<p>障害者権利条約署名</p>
平成23年8月	<p>改正障害者基本法施行（障害者権利条約対応） （教育分野）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善及び充実 ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重 ・交流及び共同学習の積極的推進 など
平成24年7月	<p>『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進』 （中央教育審議会初等中等教育分科会報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学相談・就学先決定の在り方 ・合理的配慮、基礎的環境整備 ・多様な学びの場の整備、学校間連携、交流及び共同学習等の推進 ・教職員の専門性向上 など
平成25年9月	<p>就学制度改正（平成25年8月 学校教育法施行令改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「認定就学」制度の廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重） ・柔軟な転学 など
平成26年1月	<p>障害者権利条約批准</p>
平成27年11月	<p>障害者差別解消法に基づく文部科学省所管事業分野の対応指針の策定</p>
平成28年4月	<p>障害者差別解消法施行（平成25年6月制定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務 など
平成28年6月	<p>改正児童福祉法施行（即日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第56条の6第2項を新設 医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携の一層の推進

平成28年8月	<p>改正発達障害者支援法施行（平成28年6月公布）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援実施 ・個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進 など
平成29年1月	<p>総務省「発達障害者支援に関する行政評価・監視」調査結果・勧告※及び文部科学省の対応方針 策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の早期発見及び適切な支援と情報の引継ぎ <p>※「総務省設置法」に基づき実施される行政機関の業務の実施状況の評価及び監視</p>
平成29年4月	<p>新特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領 公示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視 ・障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実 など
平成30年2月	<p>通級による指導に係る教員定数の基礎定数化（平成29年3月 義務標準法※改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度より10年かけて小・中学校の通級による指導に係る教員の加配定数分を基礎定数化 <p>※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律</p>
平成30年2月	<p>「心のバリアフリー学習推進会議」提言 取りまとめ</p>
平成30年3月	<p>第四次障害者基本計画 閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法に基づき策定される障害者施策の最も基本的な計画（平成30年度～34年度）（教育分野） ・誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備 ・障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実
平成30年4月	<p>高等学校等における通級による指導の制度化（平成28年12月 学校教育法施行規則等改正）</p>
平成30年8月	<p>「個別の教育支援計画」を作成することについて省令に規定（学校教育法施行規則改正）</p>
平成30年9月	<p>小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育の取扱いについて（通知）</p>
平成31年1月	<p>文部科学省 障害者活躍推進プラン 発達障害等のある子供達の学びを支える～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～ 公表</p>
平成31年2月	<p>新特別支援学校高等部学習指導要領 公示</p>
平成31年3月	<p>学校における医療的ケアの実施に関する検討会議「最終まとめ」</p>
令和 元年6月	<p>厚労省と文科省による「難聴児の早期支援に向けた保険・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」</p>
令和 元年9月	<p>「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」を設置</p>
令和 元年11月	<p>高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）</p>
令和 2年4月	<p>高等学校等における病気療養中等の生徒に対するメディアを利用して行う授業の単位修得数等の上限を緩和（学校教育法施行規則改正）</p>

2. 新しい時代の特別支援教育の 在り方に関する有識者会議

これからの初等中等教育の在り方の検討

中央教育審議会における審議（2019年4月～）

【審議事項】

①新時代に対応した義務教育の在り方

- ・障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

②新時代に対応した高等学校教育の在り方

- ・障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

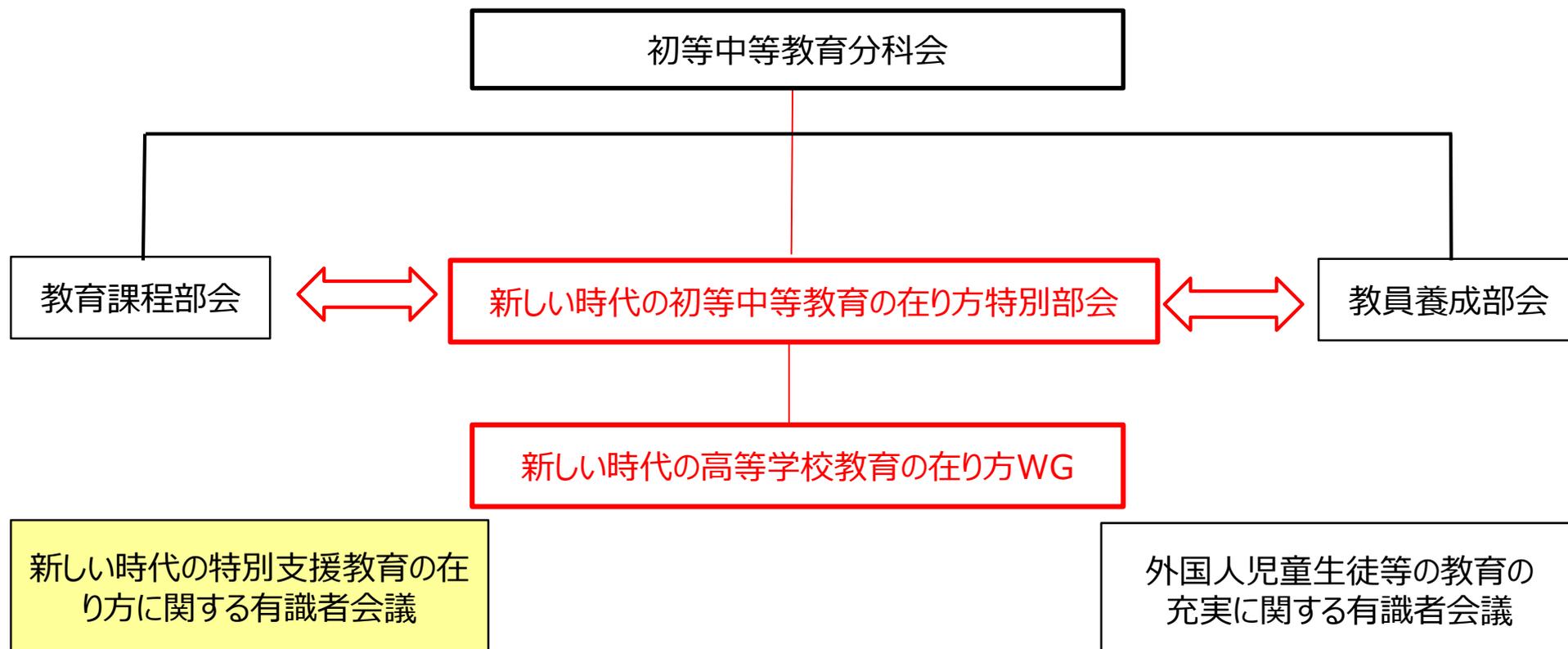
③増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

④これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- ・特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築

初等中等教育分科会の検討の進め方

- 新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会において、諮問事項全体について横断的に議論する。
- 特別部会の議論を踏まえ、分科会において審議の上、各部会における具体的な検討事項を整理する。
- 分科会の整理に基づき、各部会において更に審議。教育課程部会、教員養成部会の審議結果を特別部会に報告の上、横断的に議論する。
- 分科会は、特別部会の報告を踏まえ、とりまとめを行う。



新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

趣旨

- 少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途
- こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な支援の重要性がますます向上

医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、**特別支援教育の現状と課題を整理**し、一人一人のニーズに対応した**新しい時代の特別支援教育の在り方**や、その**充実のための方策等について検討**を行うため、有識者会議を設置

【主な検討事項】

- (1) 特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方
- (2) 医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

(検討事項の具体例)

新しい時代の特別支援教育の方向性・ビジョン

障害のある子供たちへの指導の充実

教員の専門性の整理と養成の在り方

特別支援教育の枠組み

幼稚園・高等学校段階における学びの場等

【委員】

朝日 滋也	全国特別支援学校長会長、東京都立大塚ろう学校統括校長	竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
阿部 一彦	日本障害フォーラム代表	田村 康二郎	東京都立光明学園統括校長
石橋 恵二	学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校長、武蔵野東小学校中学校統括校長	成澤 俊輔	NPO法人FDA理事長、株式会社SilentVoice社外取締役、NPO法人カシオペア理事
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	野口 晃菜	株式会社LITALICO執行役員・LITALICO研究所長
一木 薫	福岡教育大学教授	日詰 正文	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のみどの園研究部長
大出 浩司	学校法人大出学園理事長・若葉高等学園校長	廣瀬 尚子	香川県教育委員会事務局特別支援教育課長
○岡田 哲也	二松學舎大学教授	佛坂 美菜子	パーソルチャレンジ株式会社ゼネラルマネージャー
片岡 聡一	岡山県総社市長	松倉 雪美	富山県立ふるさと支援学校長
金森 克浩	日本福祉大学スポーツ科学部教授	真砂 靖	弁護士
川高 寿賀子	京都府立宇治支援学校長	◎宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
菊池 桃子	女優、戸板女子短期大学客員教授	山口 正樹	神奈川県立厚木清南高等学校長
木村 浩紀	北海道札幌視覚支援学校長	山中 ともえ	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長、東京都調布市立飛田給小学校長
熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター准教授	吉藤 健太郎	株式会社オリイ研究所代表取締役所長・ロボットコミュニケーター
滝口 圭子	金沢大学学校教育系教授		

(◎：主査、○：主査代理) (計27名、五十音順、敬称略)

【オブザーバー】

梅澤 敦	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事		
西牧 謙吾	国立障害者リハビリテーションセンター病院長、発達障害情報・支援センター長		
本後 健	厚生労働省社会・援護局障害福祉課障害児・発達障害者支援室長		(計3名、五十音順、敬称略)

【検討経緯】 令和元年9/6付で設置、第1回：9/25、第2回：10/16、第3回：11/8、第4回：12/2に開催、第5回：2/6に開催、第6回：2/25に開催

【主な検討事項】

- (1) 特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方
- (2) 医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

(検討事項の具体例)

新しい時代の
特別支援教育の
方向性・ビジョン

障害のある
子供たちへの
指導の充実

教員の専門性の
整理と
養成の在り方

特別支援教育の枠組み

幼稚園・
高等学校段階に
おける学びの場

等

3. 教員の専門性の向上

特別支援学校教諭免許状の保有状況について

改正障害者基本法

第16条第4項 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

特別支援学校教諭免許状の保有状況 (平成30年5月1日現在 文部科学省調べ)

特別支援学校の教員
79.8%

本来保有しなければ
ならないもの

特別支援学級の教員
30.8%

専門性の観点から
保有が望ましい

特別支援学校教諭免許状の保有状況について

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（抄）

（平成27年12月21日中央教育審議会）

このため、教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。集中的に所持率の向上を図るためには、都道府県教育委員会等、学校設置者における特別支援学校の教員の採用や配置、研修等を通じた取組を求めるとともに、国においても、現職教員に対する免許法認定講習の開設支援や、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育の実施、養成段階での免許状取得促進等の取組を進めることが考えられる。

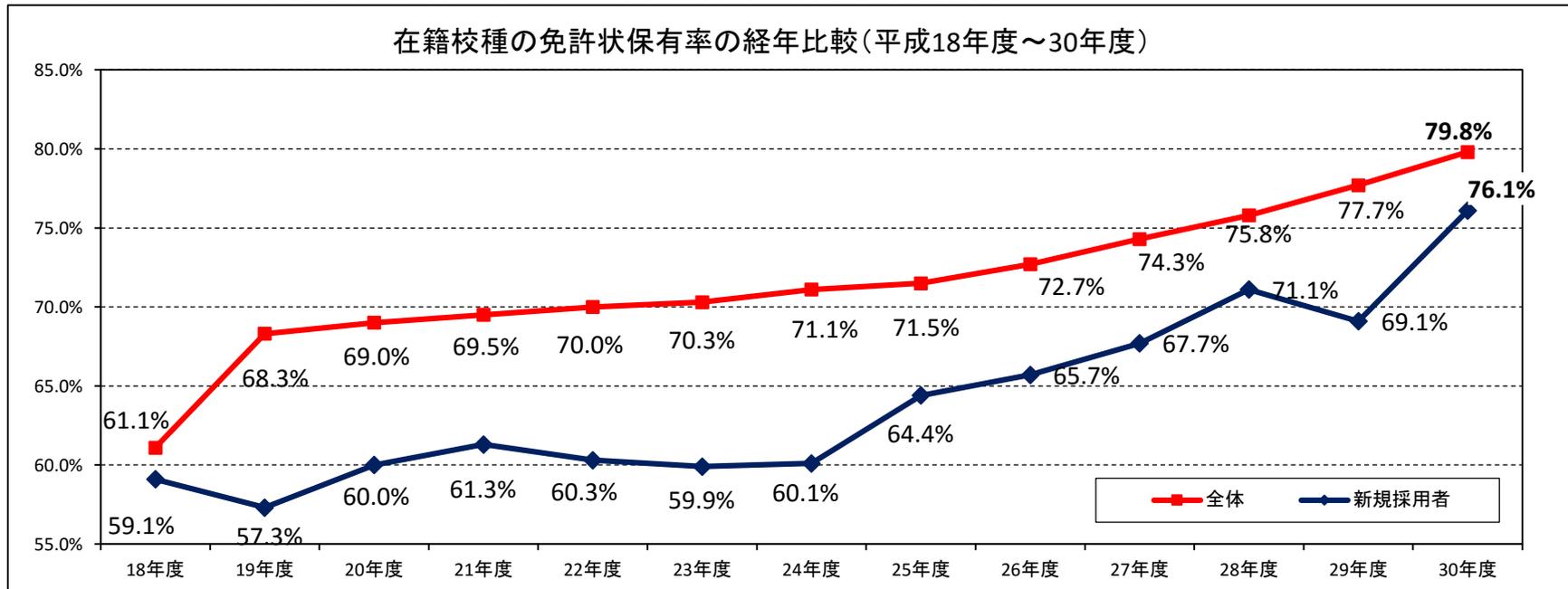
（中略）小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。

特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:79.8%(H30年度) ⇒ 本来保有すべきもの
※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率、新規採用者の保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示



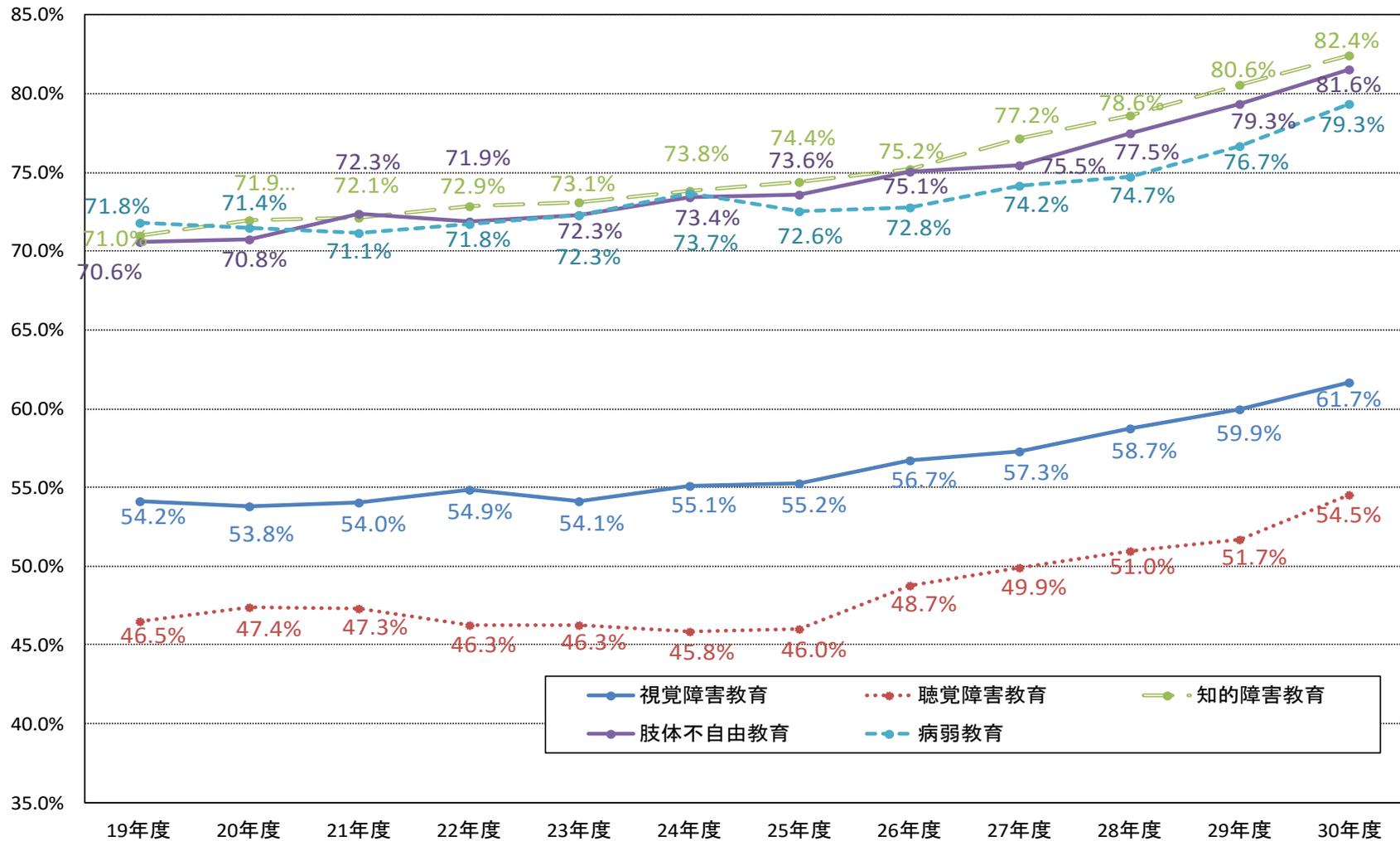
※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。

平成19年度～29年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:30.8%

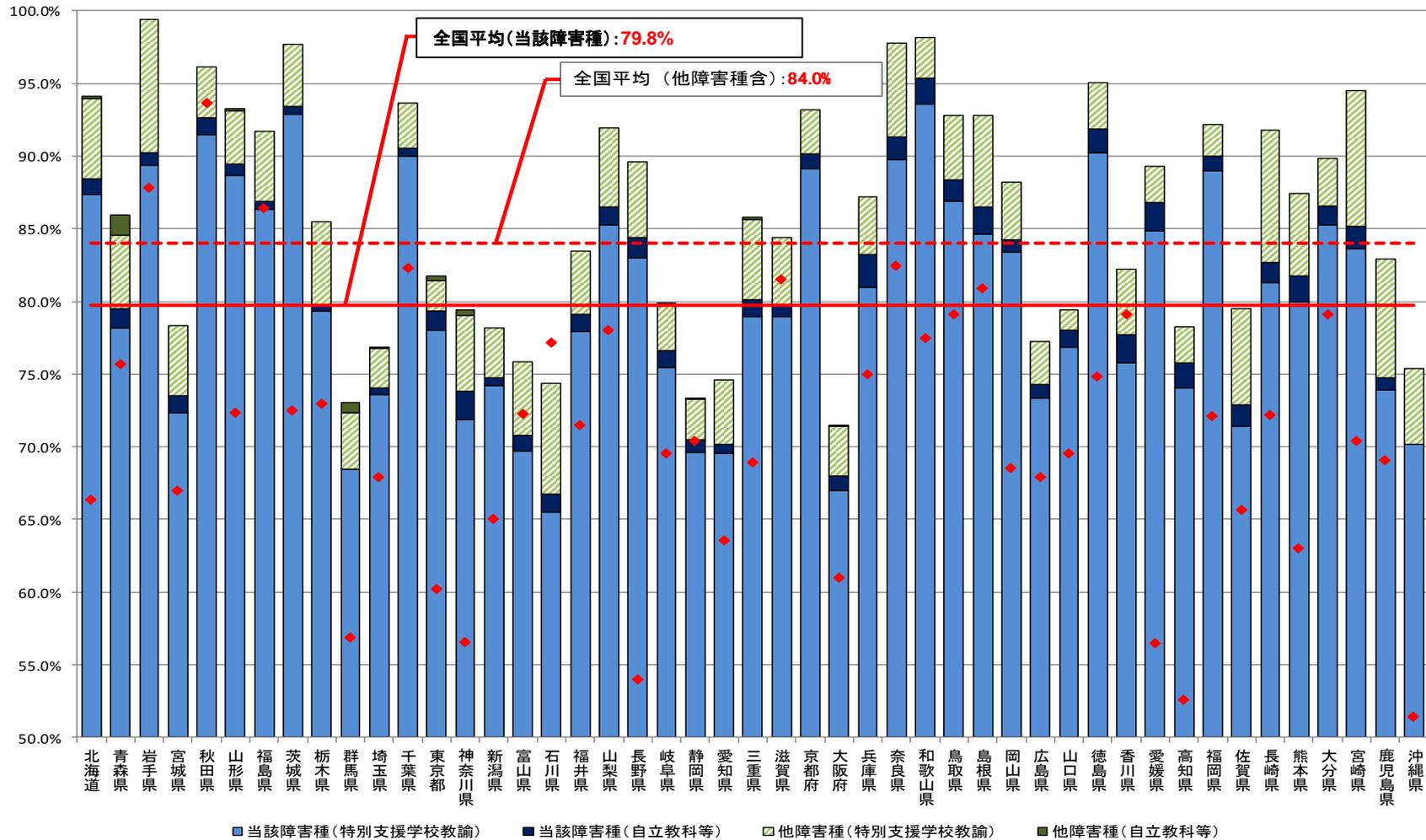
特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて

在籍校種の免許状保有率の推移(障害種別／平成19年度～30年度)



特別支援学校教諭免許状の保有状況について

公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



※調査結果の詳細は、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm を参照

※「◆」は、平成19年度における当該障害種の免許状保有率

特別支援学校教諭等免許状保有率向上に関する意見交換の結果について

期 間	令和元年10月
対 象	平成30年度保有率が79.8%（全国平均値）以下の18自治体（16府県、2指定都市）
背 景	<ul style="list-style-type: none">● 平成27年12月21日の中央教育審議会答申において、「教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校教諭が免許状を所持することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。」とされているところ、平成30年5月1日時点での特別支援学校の教員の特別支援学校教諭免許状保有率は79.8%となっている。● こうした状況の中、<u>各自治体の取組等によって徐々に免許状保有率は向上しているものの、現在の伸び率では令和2年度までにおおむね全ての教員が免許状を保有することは難しい状況</u>であり、今後どのように免許保有率を向上させていくかが課題。

免許保有率が低い要因及び向上に向けた課題

- 特別支援学校教諭免許状の免許法認定講習の受講枠が希望者に対して不足している。
- 免許法認定講習の受講に強制力がない。
- 退職が間近に迫っているベテランの教員や他校種への異動を希望している教員の免許状取得意思が低い。
- 産休、育休、病休により免許取得が困難な教員や、欠員補充として採用される臨時的任用教員の免許保有率が低い。
- 新規採用からの実務経験が3年未満のため、特例による免許状取得が不可であるため取得が困難な教員がいる。
- 人材確保が難しくなるので、採用条件に免許状保有を必要条件としていない。

各自治体における現状・取組例

- 免許法認定講習の受講者枠の拡大や、特別支援学校の未保有教員を優先的に受講させている。
- 校長等の管理職を通じて、面談等により免許未保有者に対し取得を促したり、取得計画を立てるようにしている。
- 採用試験時に免許保有者に対して加点等の優遇措置を講じたり、免許未保有者に対して採用後一定期間内の取得を確約させている。
- 免許を取得した場合に免許法認定通信教育の受講料等の免許取得に係る費用を自治体で補助している。

- 特別支援学校教諭等免許状を保有していない者の特定方法
 - ・学校において年度当初、管理職が職員から免許状の原本の提示を受け、確認している。
 - ・教育委員会において人事給与システムに登録されたデータで把握している。
 - ・教育委員会において各学校に免許保有率向上に向けた年次計画の作成を求め、3月に結果の報告を受けている。
 - ・教育委員会や学校において、各教員が特別支援学校教諭免許状を保有しているかどうかのみならず、免許状取得に向けた取得単位数を欄ごとに把握している。
- 免許法認定講習の受講促進の方法
 - ・教育委員会から免許取得の促進についての文書やリーフレットを各学校に配布している。
 - ・管理職から個々の教員に対し、面談で声かけをしている。
 - ・未取得者に単位取得計画を提出させ、管理職がその計画の進捗状況を確認している。
 - ・管理職に対しては校長会や教頭会、学校訪問の場で認定講習の情報提供をしている。
 - ・校長会において、各学校の免許状の保有率が相互に分かるようにしている。
 - ・学校評価の評価項目に免許状の保有率を位置づけ、数値目標を設定している。

※特別支援学校教諭等免許状保有率向上に関する意見交換（令和元年10月）より

● 免許法認定講習の開講数の拡充

【講師や会場確保の工夫】

- ・県内だけでなく県外からも講師を確保している。
- ・教育委員会として大学に講習講座を開設するよう働きかけている。
- ・過去に大幅な定員超過が見られた科目について、講座数を増やしたり、広い会場を使って定員を拡大したりしている。
- ・保有率の低い「視覚障害教育・聴覚障害教育」に関する講習を毎年開催するようになっている。

【開講時期の工夫】

- ・夏季休業期間だけでなく冬期休業期間中も開講している。
- ・県教育委員会の認定講習は夏季休業中に開催し、大学の講座は秋頃に開催してもらい、受講者がいずれの講座も受講できるようにしている。
- ・教育委員会の認定講習と大学の講座を交互に行うなど、必要な単位を1年間で取得できるよう講習の内容を調整している。

※特別支援学校教諭等免許状保有率向上に関する意見交換（令和元年10月）
より

免許法認定通信教育

平成28年10月～

NISEが実施する免許法認定通信教育

受講料無料

講義・教材配信システム

インターネットを利用した

- ・受講申込の受付
- ・放送講義・教材の配信
- ・受講状況確認



受講者のいる都道府県を中心に
全国数か所の会場
で修了試験を実施



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末等で講義を視聴



当面の開講スケジュール（予定）

令和元年5月～8月

視覚障害教育 教育課程・指導法

聴覚障害教育 教育課程・指導法

令和元年10月～令和2年2月

視覚障害教育 心理・生理・病理

聴覚障害教育 心理・生理・病理

令和2年5月～9月

視覚障害教育 心理・生理・病理

聴覚障害教育 心理・生理・病理

令和2年10月～令和3年2月

視覚障害教育 教育課程・指導法

聴覚障害教育 教育課程・指導法

受講対象者

特別支援学校や特別支援学級に勤務し、特別支援学校教諭免許状を保有していない教員を優先します。

必要な単位を全て修得

大学・教育委員会等が実施する免許法認定講習等

特別支援学校教諭免許状を保有していない特別支援学校教員等

その他修得すべき科目

特別支援学校教諭免許状を取得

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率向上に寄与

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

(平成27年12月中央教育審議会答申)

- 教職課程の科目区分の大括り化
- 新たな教育課題等に対応するための履修内容の充実
- 教職課程コアカリキュラムの作成

特別支援教育に関する記述—抜粋—

4. 改革の具体的な方向性

(4) 新たな教育課題に対応した教員研修・育成

- ・ **発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に関する理論及びその指導法は、学校種によらず広く重要**となってきたことから、**教職課程において独立した科目として位置付け**、より充実した内容で取り扱われるようにすべきである。また、上記科目のみならず、各教科の指導法や生徒指導、教育相談をはじめとした他の教職課程の科目においても、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒への配慮等の視点を盛り込むことが望まれる。

関係法令等の整備

- 教育職員免許法の改正（平成28年11月）
- 教育職員免許法施行規則の改正（平成29年11月）
- 教職課程コアカリキュラム、
外国語（英語）コアカリキュラムの作成（平成29年11月）
- 全大学の教職課程の審査・認定（平成30年度）

令和元年度～ 新しい教職課程の実施

「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」が、1単位以上必修

教職課程コアカリキュラム…教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

抜粋

<p>全体目標</p>	<p>通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難を理解し、個別の教育的ニーズに対して、他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解する。</p>
-------------	--

(1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

<p>一般目標</p>	<p>特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解する。</p>
<p>到達目標</p>	<p>1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。 2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。 3) 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。</p>

(2) 特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法 (略)

(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援 (略)

4. 学習指導要領の改訂について

新しい時代に必要な資質・能力の育成

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な知識や力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要な資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求められる
資質・能力を育成

知識の力を削減せず、質の高い
理解を図るための学習過程
の質的改善

主体的な学び
対話的な学び

深い学び

※高校教育については、些末な事実に知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

特別支援学校学習指導要領等の公示に関する通知

平成29年4月28日付、学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部の学習指導要領の公示を実施した旨の通知を发出。高等部については、平成31年2月4日付けで同様の通知を发出。

幼稚園教育要領及び小学校、中学校、高等学校学習指導要領に準じた改正を実施。

特に、以下の内容について努めることを記載。

各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立において、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、個別の指導計画に基づき、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど、指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。

個別の指導計画の実施状況の評価と改善、教育課程の評価と改善につなげていくよう努めること。

学びの連続性を重視した対応、一人一人に応じた指導の充実等に努めること。

また、特別支援学校教諭等免許状の早期取得の促進及び特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努めること。

29文科初第236号
平成29年4月28日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人体長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学事務次官
戸谷 一夫

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について（通知）

このたび、平成29年文部科学省令第27号をもって、別添1のとおり学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が制定され、また、平成29年文部科学省告示第1465号「幼稚園教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」という、新幼稚園教育要領は小学部について施行されます。今回の改正は、小学校、高等学校及び特別下「答申」という。中学部の教育課程のありですので、十分学習指導要領（以下「学習指導要領」という。）及びこれらに伴う通知を发出。また、都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人体長、各公立大学法人体長、附属学校を置く各公立大学法人体長の理事長、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

30文科初第1465号
平成31年2月4日

文部科学事務次官
藤原 誠

(印影印刷)

特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について（通知）

この度、平成31年文部科学省令第3号をもって学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正令」という。）が制定され、また、平成31年文部科学省告示第14号をもって特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新高等部学習指導要領」という。）及び平成31年文部科学省告示第15号をもって平成31年4月1日から新特別支援

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント①

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

2. 教育内容等の主な改善事項

学びの連続性を重視した対応

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い※」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。
※当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定。
- 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中・高等学校とのつながりに留意し、次の点を充実。
 - 中学部に二つの段階を新設、小・中・高等部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実
 - 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定
 - 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント②

一人一人に応じた指導の充実

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実するとともに、コンピュータ等の情報機器（ICT機器）の活用等について規定。
 - 【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実
 - 【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
 - 【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
 - 【病弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定。
- 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- 知的障害者である子供のための各教科の内容を充実
（例）小・中学部
日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕など

実施スケジュール

- ・ 幼稚部：2018年度、小学部：2020年度、中学部：2021年度、高等部：2022年度入学者から実施

小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（平成29年3月）、高等学校学習指導要領（平成30年3月）において、以下のとおり、特別支援教育に関する記述を充実。

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う。
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方を示す。
- 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点での児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成、活用に努める。また、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成、活用に努める。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成。
- 各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。
- 障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習。
- 高等学校における通級による指導の制度化（平成30年度から）に伴い、通級による指導における単位の修得の認定などについて規定。

学習指導要領における障害に対する配慮事項の充実

(例) 聴覚障害 (小学部・中学部)

改訂 (平成29年告示)	現行 (平成21年告示)
<p>(1) 体験的な活動を通して、<u>学習の基盤となる語句などについて</u>的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。</p> <p>(2) 児童の言語発達に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫すること。</p> <p>(3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字手話、<u>指文字</u>等を適切に活用して、<u>発表や児童同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な</u>意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。</p> <p>(4) <u>児童の聴覚障害の状態等に応じて</u>、補聴器や<u>人工内耳</u>等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。</p> <p>(5) 児童の<u>言語概念や読み書きの力など</u>に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫すること。</p> <p>(6) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。</p>	<p>(1) 体験的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。</p> <p>(2) 児童の言語発達に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うように工夫すること。</p> <p>(6) 児童の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が生発に行われるよう指導方法を工夫すること。</p> <p>(4) 補聴器等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。</p> <p>(3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。</p> <p>(5) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。</p>

(参考) 特別支援学校に対する相談について

平成29年度における相談延べ件数

(件)

	小中学校等の教員からの相談		子供及び保護者からの相談	
	相談件数	1校当たりの平均件数	相談件数	1校当たりの平均件数
国立	1,671	37.1	1,845	41.0
公立	130,035	134.3	110,789	114.5
私立	164	11.7	512	36.6
計	131,870	128.4	113,146	110.2

5. 通級による指導の充実

高等学校における障害に応じた通級による指導の制度化の概要

- 中学校において通級による指導を受けている生徒数は年々増加（H5：296人→H29:11,950人（40倍））しているが、障害のある生徒の中学校卒業後の進路は、主として高等学校又は特別支援学校高等部となっている。
- 障害者権利条約等の理念を踏まえ、高等学校においても適切に特別支援教育が実施されるよう、多様な学びの場の整備が求められている。
- このような状況を踏まえ、小・中学校等からの学びの連続性を一層確保しつつ、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供する観点から、平成30年度より、高等学校においても、いわゆる「通級による指導」（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態）を実施できることとした。

制度の概要

高等学校で障害に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合、特別の教育課程によることができ、障害に応じた特別の指導を高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替えることができる。

【対象障害種】

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱

【実施形態】

- 自校通級（児童生徒が在籍する学校において指導を受ける）
- 他校通級（他の学校に通級し、指導を受ける）
- 巡回指導（通級による指導の担当教師が該当する生徒のいる学校に赴き指導を行う）

【授業時間数】

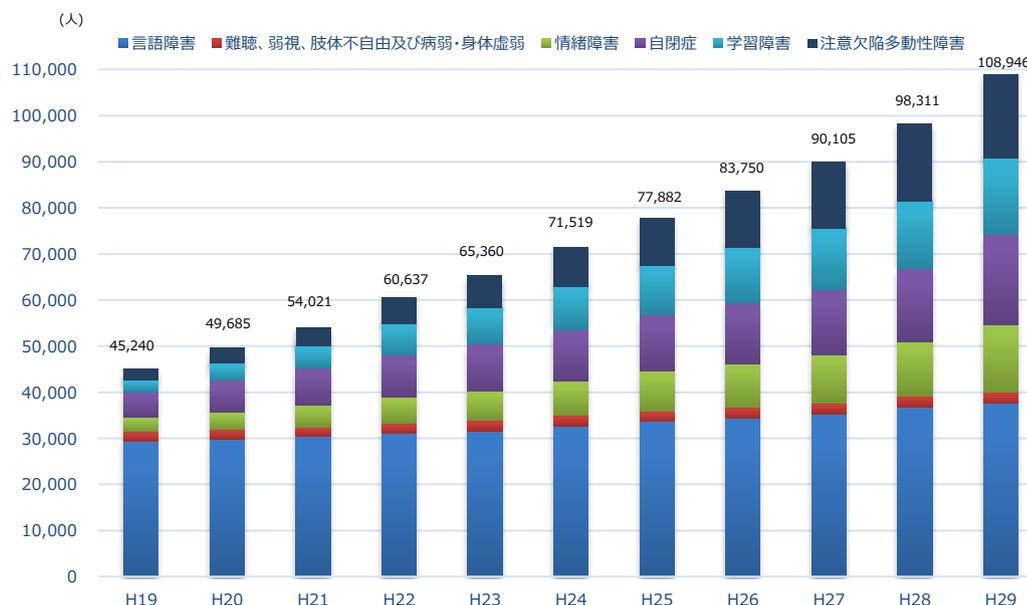
年間7単位を越えない範囲で卒業認定単位に含めることが可能

【高等学校における通級による指導の実施状況】

2018年度 45都道府県において実施

2019年度 47都道府県において実施

【参考：義務教育段階の通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)】



文部科学省の取組

- ◆ 公立高等学校における通級による指導のための加配定数措置（2020年度：207人分の経費を地方財政措置）
- ◆ 発達障害に関する通級による指導の担当教師に対する研修体制や必要な指導方法に関する調査研究を実施
- ◆ (独) 国立特別支援教育総合研究所において、各都道府県等の指導的立場にある教職員等を対象とした研修を実施
- ◆ 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成

2019年度高等学校等における通級による指導の実施予定状況に関する調査結果（2019.3現在）

都道府県

都道府県名	2019年度実施予定	実施予定学校数 ※1	
		うち他校通級受入れ学校数	
北海道	○	4	0
青森県	○	1	0
岩手県	○	2	1
宮城県	○	4	0
秋田県	○	1	0
山形県	○	2	0
福島県	○	1	0
茨城県	○	2	0
栃木県	○	2	0
群馬県	○	3	0
埼玉県	○	4	0
千葉県	○	3	0
東京都	○	1	0
神奈川県	○	3	0
新潟県	○	2	0
富山県	○	4	0
石川県	○	3	0
福井県	○	11	0
山梨県	○	2	0
長野県	○	2	0
岐阜県	○	3	1
静岡県	○	16	0
愛知県	○	2	0
三重県	○	1	0
滋賀県	○	1	0
京都府	○	1	0
大阪府	○	4	0
兵庫県	○	12	0

指定都市

都道府県名	2019年度実施予定	実施予定学校数 ※1	
		うち他校通級受入れ学校数	
奈良県	○	1	0
和歌山県	○	3	0
鳥取県	○	3	0
島根県	○	3	0
岡山県	○	4※2	0
広島県	○	未定※3	—
山口県	○	13	0
徳島県	○	1	0
香川県	○	2	0
愛媛県	○	2	0
高知県	○	4	0
福岡県	○	4	4
佐賀県	○	1	0
長崎県	○	5	0
熊本県	○	4	0
大分県	○	1	0
宮崎県	○	9	1
鹿児島県	○	2	0
沖縄県	○	1	0
合計	47	160	7

都道府県名	2019年度実施予定	実施予定学校数	
		うち他校通級受入れ学校数	
札幌市	○	1	0
仙台市	—	0	0
さいたま市	—	0	0
千葉市	○	1	0
川崎市	—	0	0
横浜市	—	0	0
新潟市	○	1	0
静岡市	—	0	0
浜松市	—	0	0
名古屋市	—	0	0
京都市	○	2	0
大阪市	—	0	0
堺市	—	0	0
神戸市	○	8	0
岡山市	—	0	0
広島市	○	1	0
北九州市	—	0	0
福岡市	○	4	0
熊本市	—	0	0
合計	7	18	0

（相模原市は高等学校等を設置していないため掲載していない。）

※1 通級による指導を実施するための通級指導教室を設置する予定の高等学校の数。（一つの学校等において複数の障害種の通級指導教室を設置したり、複数の学科で行ったりする場合も「1か所」として計算している。他校の生徒を受け入れて通級による指導を行うことを可能としている学校も含まれる。）

※2 うち1校は、県内の市町村（指定都市を除く。）立高等学校における実施予定箇所数である。

※3 2019年4月現在で、通級による指導を実施する高等学校はないが、県独自に示した通級実施プロセスに応じて段階的に取組を進めている。



通級による指導を受けている児童生徒数

(令和元年5月1日現在)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障害	肢体 不自由	病弱・ 身体虚弱
小学校	国立	82	36	10	8	-	2	22	4	-	-
	公立	116,518	39,062	21,216	15,950	191	1,770	17,607	20,616	82	24
	私立	33	8	11	2	-	3	3	6	-	-
	計	116,633	39,106	21,237	15,960	191	1,775	17,632	20,626	82	24
中学校	国立	10	-	3	2	1	2	-	2	-	-
	公立	16,711	555	4,035	3,082	24	414	4,623	3,929	35	14
	私立	44	1	13	7	2	7	8	2	3	1
	計	16,765	556	4,051	3,091	27	423	4,631	3,933	38	15
高等学校	国立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公立	732	29	337	103	-	2	115	143	1	2
	私立	55	-	10	1	4	7	11	7	3	12
	計	787	29	347	104	4	9	126	150	4	14
計	国立	92	36	13	10	1	4	22	6	-	-
	公立	133,961	39,646	25,588	19,135	215	2,186	22,345	24,688	118	40
	私立	132	9	34	10	6	17	22	15	6	13
	計	134,185	39,691	25,635	19,155	222	2,207	22,389	24,709	124	53

※障害種を分けずに通級による指導を実施している場合は、学校が主障害と判断した障害種に計上。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

趣旨

- ◆ 共生社会の実現に向けた取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、平成31年1月に浮島文部科学副大臣のもとに省内の関係課で構成される「障害者活躍推進チーム」を設置。
- ◆ 学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき6つの政策プランを打ち出し、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進。

プランの内容

1 障害のある人とともに働く環境を創る

～文部科学省における障害者雇用推進プラン～

文部科学省において、障害者と共に働く環境を創り、障害者が意欲と能力を発揮し、活躍できる場の拡大に向けた取組を推進。

- ① 障害者雇用促進に向けた基礎的な取組 <実務責任者や障害者職業生活相談員の配置、職員研修の充実等>
- ② 法定雇用率の達成に向けた採用の取組 <プレ雇用、ステップアップ制度の導入等>
- ③ 職場定着し活躍できる職場環境作りの取組 <職務のサポートを行う支援者等の配置、早出遅出勤務等の人事管理面での配慮>

2 発達障害等のある子供達の学びを支える

～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～

学校等における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教師に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていく。

- ① 通級における指導方法のガイドの作成
- ② 「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進
- ③ 教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

3 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する

～障害者の生涯学習推進プラン～

学校卒業後の障害者の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充実に向けて教育・学習面の条件整備を行い、障害者の真の社会参加や自立の実現を目指す。

- ① 学びの場の充実に向けた基盤の整備 <自治体や大学、企業等が連携し、学びの場の拡充にむけた体制整備を推進>
- ② コンファレンスの実施 <障害理解促進や学びの場の担い手育成を目的とした協議会を全国各地域で開催>
- ③ 生涯学習機会の充実に向けた調査研究 <合理的配慮や障害特性を踏まえた学びの場づくりについて調査研究>

障害者の
社会における活躍
推進に
向けて重点的に
進める
6つの政策プラン

4 障害のある人の文化芸術活動を支援する

～障害者による文化芸術活動推進プラン～

障害者による文化芸術活動を推進することで、誰もが多様な選択肢を持ちうる社会の構築、文化芸術活動全般の推進や向上、新しい価値の提案、共生社会の実現に寄与。

- ① 鑑賞や創造、発表の機会の拡充等の総合的な支援
- ② 全国の小・中・特別支援学校等の子供たちへの鑑賞・体験機会の提供、作品展示等の発表の場の提供等
- ③ 共生社会づくりのための事業支援、芸術活動を支援する人材育成への支援
- ④ 日本博をはじめとする東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの推進

5 障害のある人のスポーツ活動を支援する

～障害者のスポーツ活動推進プラン～

障害者が身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速化。

- ① 小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備 <大学における障害者スポーツの指導者育成のカリキュラム導入の推進等>
- ② 障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備 <スポーツを試すために必要な要素をそろえた普及拠点の見える化>
- ③ スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上 <会場づくりや運営方法について好事例を収集>

6 障害のある人が教師等として活躍することを推進する

～教育委員会における障害者雇用推進プラン～

教師の養成、採用、入職後にわたる総合的な取組により、障害者が教師等として活躍できる環境整備を推進。

- ① 教師に係る障害者雇用の実態把握
- ② 教職課程における障害のある学生の支援に係る好事例の収集・発信
- ③ 教員採用試験の改善
- ④ 相談支援体制の構築や支援スタッフの配置などの好事例の収集・発信
- ⑤ 障害のある教師が働きやすい環境整備
- ⑥ 教師以外の職員の障害者雇用の推進

1. 趣旨、現状

義務教育段階の児童生徒数が年々減少する一方、特別支援教育を受ける児童生徒数は増加。

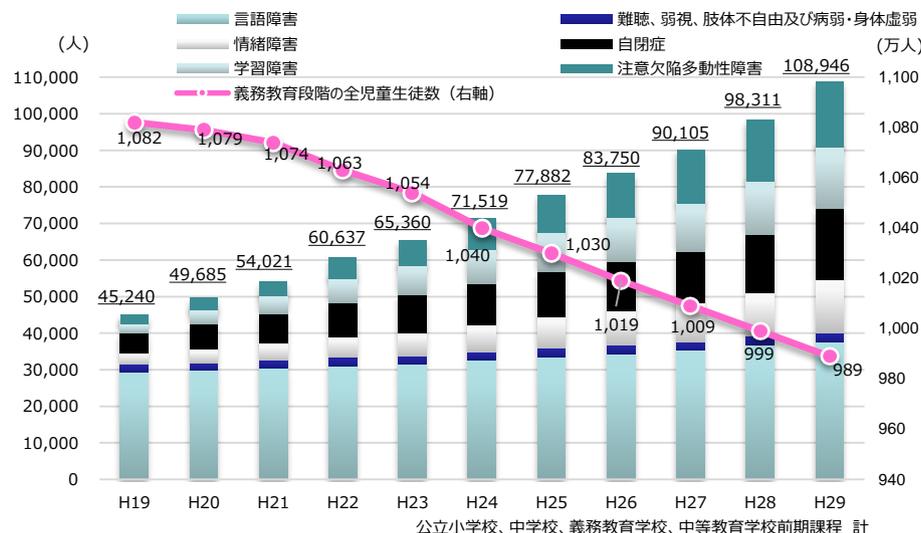
特に、通級による指導を受ける児童生徒数は5年間で約1.5倍。

- ◆公立小中学校等における通級による指導の教員定数の基礎定数化（13人に1人）（H29.3 義務標準法改正）
- ◆高等学校等における通級による指導の制度化（H30.4）

必ずしも特別支援教育に関する専門的な知見を有していない教員が、指導を担当せざるを得ない状況にある。

また、通級による指導を受ける児童生徒数の割合は、都道府県によって大きなバラつきがある。

【義務教育段階の児童生徒数及び通級による指導を受けている児童生徒数の推移(平成29年5月1日現在)】



「一人も置き去りにしない教育」の実現

学校及び関係機関における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教員に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていく。

2. 具体的方策と進め方

2019年度にかけて、以下について取り組む。

①通級における指導方法のガイドの作成

通級指導における指導方法（通級授業の在り方のモデル）や対象児童の決定、通級指導経営等に関する事例を含むガイドを作成する。

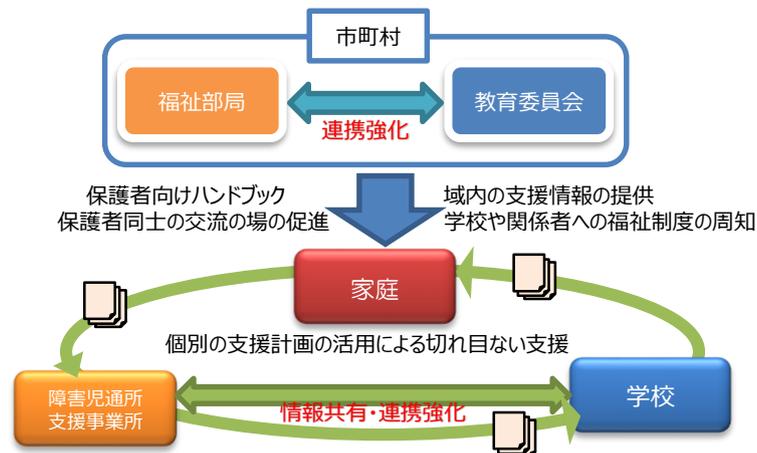
②「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進

文部科学省と厚生労働省が協働して取り組む家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト（※）の確実な推進に向け、調査研究等の関連事業や保護者に対し必要な情報等を提供するための各自治体におけるハンドブックの配布の推進等に取り組む。

③教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

免許更新制の実質化も含めた養成・採用・研修全般にわたる改善・見直しの議論を踏まえつつ、教員の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みについて検討する。（例えば、通級指導担当教員のための「履修証明」など。）

（※）家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト
各自治体において、教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な障害児及びその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討した。（H29.12～H30.3）



「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」

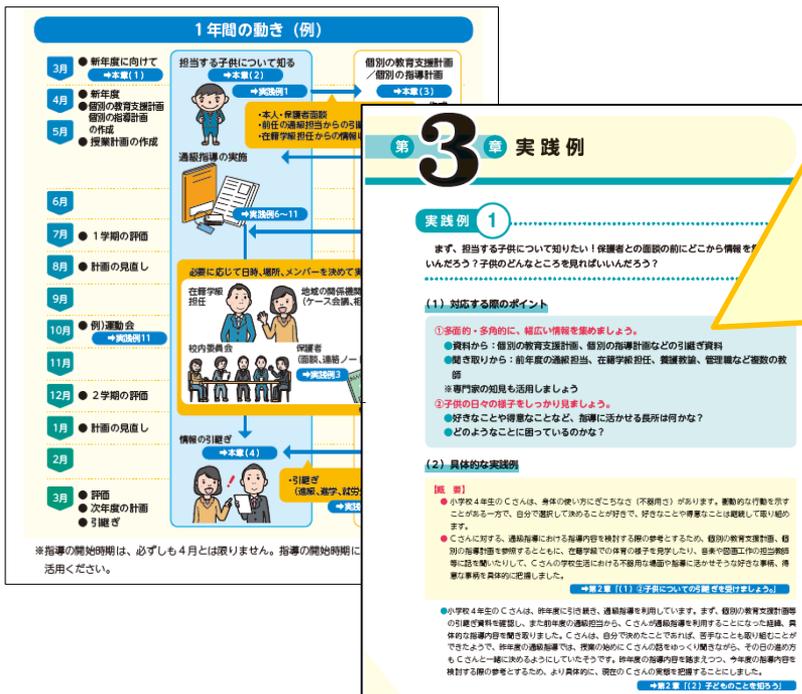
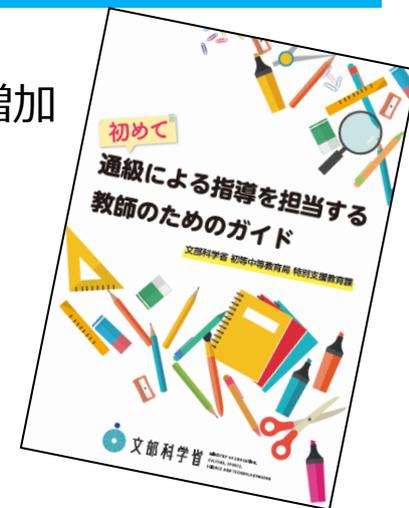
【経緯】

「通級による指導」※を受ける児童生徒数は年々増加している状況であり、児童生徒数の増加に対応した教師の質の担保が喫緊の課題となっています。

※学校教育法施行規則第140条に基づく、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態。（小・中学校はH5年度、高校はH30年度から制度化）

文部科学省では、「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議」（H31.2～R2.3）における検討を踏まえ、**初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイド**を目指し、標記のガイドを作成しました。

文部科学省のHPで公開しています。👉 <https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>



- 第1章 通級指導を担当するに当たって
- 第2章 通級指導の1年間の流れ
- 第3章 実践例
- 第4章 知っておきたい基本事項・用語



※ガイドは文科省HPで公開

【作成のポイント】

- 専門用語を避け、平易で簡潔な説明とする。
- イラスト、図を活用。既存の参考資料等をQRコードで紹介。
- 16の実践例を紹介。
- 動画資料（2例）を作成。→



（保護者面談の様子）



（子供の指導の様子）

※ガイドでは、読みやすさの観点から、「通級による指導」を「通級指導」と表記している。

6. 合理的配慮の提供

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）
事業者（学校法人など）

法的義務

【例1】受付の対応を拒否 【例2】介助者なしの入店を拒否



合理的配慮の提供

国・地方公共団体等（国公立学校など）

法的義務

事業者（学校法人など）

努力義務

【例1】携帯スロープで補助 【例2】手話通訳・要約筆記を実施
障害者に前列の席を確保



具体的
対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2)
 - 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
 - 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

● 普及・啓発活動の実施

情報収集等

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

III. 今後の主な課題

施行3年後の見直し

● 見直しに向けた課題整理が必要

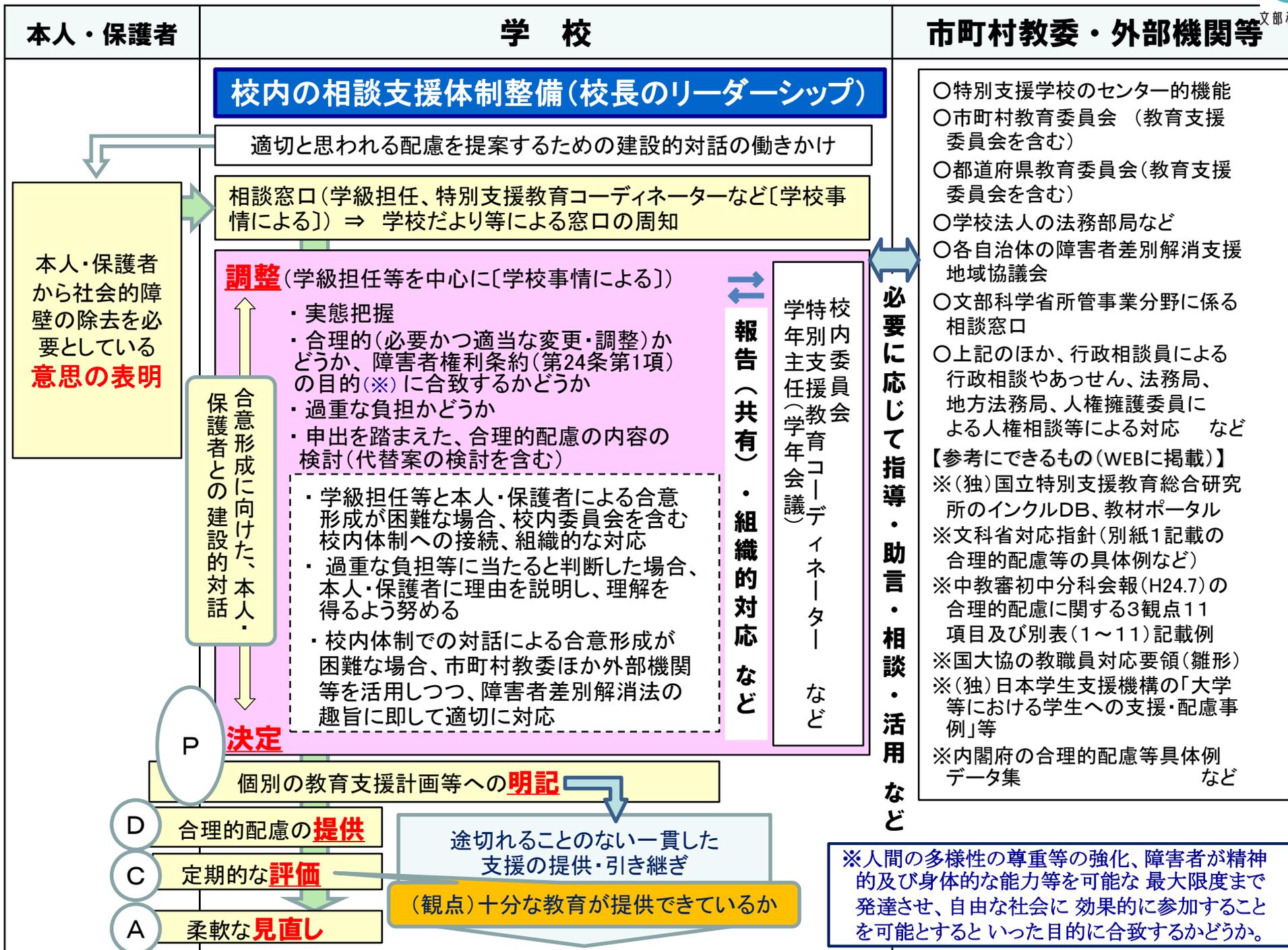
認知度向上

● 実効性確保に向けた更なる理解促進が必要

各学校における合理的配慮の提供のプロセス（対応指針等を基にした参考例）



意思の表明 ↓ 調整 ↓ 決定・提供 ↓ 評価 ↓ 見直しのプロセス



高等学校入学者選抜における障害のある生徒への配慮について

【障害者差別解消法】

○ 不当な差別的取扱いの禁止

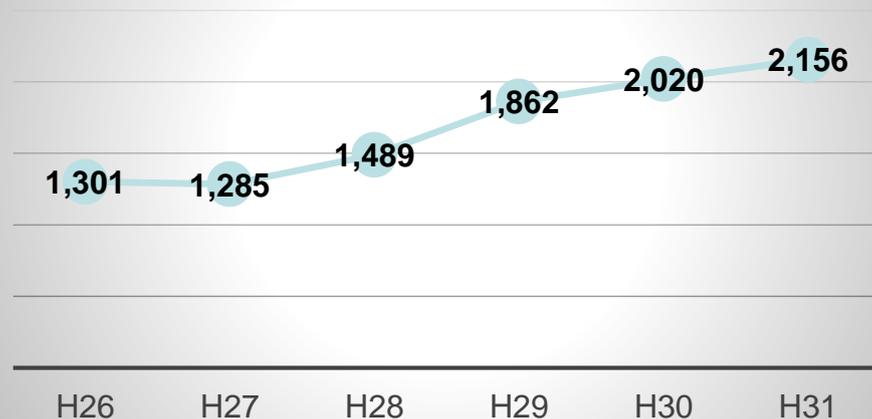
国・地方公共団体（国公立学校を含む。） ⇒ 法的義務
 事業者（学校法人など） ⇒ 法的義務
 （例）入学の出願の受理、受検、入学を拒否

○ 合理的配慮の提供

国・地方公共団体（国公立学校を含む。） ⇒ 法的義務
 事業者（学校法人など） ⇒ 努力義務
 （例）別室での受験、試験時間の延長

施行：平成28年4月1日

公立高等学校入学者選抜において障害等のある生徒に対して配慮を行った学校数



【不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例】

1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

障害のみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

- 学校への入学の出願の受理、受検、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針（平成27年11月9日告示）抜粋」

高等学校入学者選抜における障害のある生徒への配慮について

(高校入試を実施側に求められる対応)

- 医師の診断書の発行に時間を要する場合等もあることから、**申請方法等の明確化**を図ること。
⇒ **申請方法**（申請時期、申請先、必要な書類など）、**決定時期**、**再申請の方法**など
- 合理的配慮は一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであることから、**申請を不許可とする場合は、その理由を具体的に説明**する必要があること。
- 受験上の配慮事項を決定するにあたっては、中学校において行われている配慮や支援の内容が参考になることから、中学校と高等学校が連携を図るなどして、**積極的に情報共有**を行うこと。

平成31年度公立高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査の結果から

- ① **申請（開始）時期**を入学者選抜実施要項等に「示されている。」…全体の約**38%**
- ② **申請受付期間**を入学者選抜実施要項等に「示されている。」…全体の約**38%**
- ③ **医師の診断書**の提出を「求めている。」…全体の約**64%**
- ④ **申請に対する回答時期**が入学者選抜実施要項等に「示されている。」…全体の約**43%**
- ⑤ **再申請**の機会が「設けられている。」…全体の約**15%**
- ⑥ 具体的な取組状況
 - ・ 本人や保護者に対して申請の流れ等を示す資料を配布している。…全体の約**11%**
 - ・ 相談窓口を設置し、そのことを本人や保護者に周知している。…全体の約**11%**
 - ・ 具体的な配慮の例をホームページ等で紹介している。…全体の約**23%**
 - ・ 突発的な事故により配慮が必要になった場合にも対応できるような体制を取っている。…全体の約**68%**

高校入試における障害のある生徒への配慮に関する取組例

【北海道】

流れや相談窓口等を記載したお知らせを作成し、道立高等学校を受検する生徒（保護者）に中学校が配布

<内容>

- ◎ 出願前に行くこと（流れ）
 - ① 生徒・保護者から中学校へ相談
 - ② 中学校から高等学校へ相談
 - ③ 生徒、保護者、中学校・高等学校関係者等による実施方法等の確認
 - ④ 高等学校と道教委（高校教育課）との協議
 - ⑤ 高等学校から中学校へ、中学校から保護者へ回答
- ◎ 学力検査等においてこれまで実施した特別の配慮の例
- ◎ 特別の配慮に関するQ & A
- ◎ 相談窓口

【鳥取県】

突発的事故等により、配慮を希望する志願者も申請ができる体制を整備

<内容>

- ア 出願前申請
中学校において、個別の教育支援計画等に基づき、日常的に配慮が行われている場合
- イ 出願時申請
突発的事故等により配慮が必要となった場合

【群馬県】

県のウェブサイトで「入学者選抜に係る配慮の具体例」と「入学後における配慮の具体例」を公表

<内容>

1. 入学者選抜に係る配慮の具体例
 - 問題用紙・解答用紙の拡大
 - 集団面接に代えて個人面接を実施
 - 検査時間の延長
 - 会場や座席の位置の変更
 - 補聴器、拡大鏡、車椅子等、補助具の使用
 - ICT等支援機器の活用 など
2. 入学後における配慮の具体例
 - 移動や日常生活を介助する人員の配置
 - 階段や段差の昇降を補助する手すりの増設
 - 障害に対応するトイレの設置
 - エレベーターの設置及び階段昇降車の整備 など

7. 家庭・教育・福祉の連携

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要 (H30.3)



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進

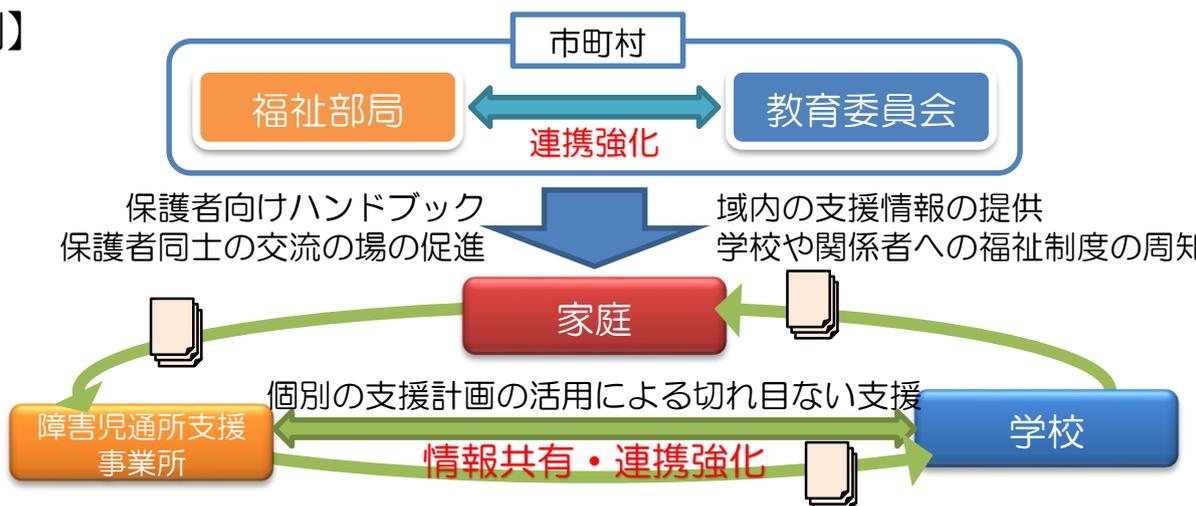
2. 保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

(厚生労働省)
 ・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



(文部科学省)
 ・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

教育と福祉の連携を推進するための方策

学校教育法施行規則の一部改正について(H30.8)

1. 趣旨

平成30年3月に取りまとめた「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」の報告を踏まえ、障害のある子供が地域で切れ目なく支援を受けられるよう、各学校において作成する個別の教育支援計画について、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関等との連携を一層推進するため、必要な省令の改正を行う。

※個別の教育支援計画について

- ・ 障害のある児童生徒等について、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために作成する計画を「個別の教育支援計画」という。
- ・ 学習指導要領等において、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒等、通級による指導を受ける児童生徒については全員作成することとされている。

2. 概要（学校教育法施行規則に以下の規定を新設）

○ 特別支援学校に在学する幼児児童生徒について、個別の教育支援計画を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととする。

○ 上記の規定について、小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。）の特別支援学級の児童生徒及び小・中学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において学校教育法施行規則第140条に基づき障害に応じた特別の指導である通級による指導を受けている児童生徒について準用する。

3. 公布・施行 平成30年8月27日

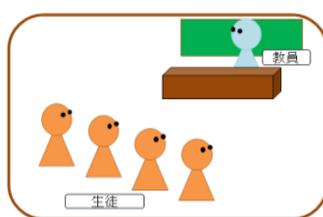
8. 病気療養児に対する支援 —遠隔教育について

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度化

平成27年4月、学校教育法施行規則の改正等により、高等学校・特別支援学校高等部の遠隔教育を制度化。

- ① メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化 **【全ての高等学校・特別支援学校高等部】**
多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業(メディアを利用して行う授業)を、授業の形態の一つとして、学校教育法施行規則に位置づけ
- ② オンデマンド型教育の特例の創設 **【文部科学大臣の指定を受けた高等学校のみ】**
文部科学大臣の指定を受けた高等学校において、療養中等のために通学し教育を受けることが困難な生徒に対し、特別な教育課程の編成を可能とし、オンデマンド型(一方向・非同期型)の授業も実施できることとする特例制度を創設
- ③ 訪問教育における遠隔教育の導入 **【特別支援学校高等部のみ】**
療養中及び訪問教育の対象である生徒にする「通信により行う教育」の手法として、従来の添削指導及び面接指導に加え、メディア授業(同時双方向型)及びオンデマンド型の授業を新たに追加

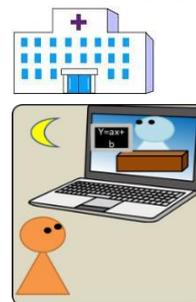
① メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化



※全日制・定時制課程における遠隔授業については、担当教諭の指導の下で行う場合を除き、原則認められていなかった

- 74単位のうち、36単位を上限
※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う
- ※ 特別支援学校において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限
- 配信側教員は、担当教科の免許保持者かつ受信側高校に属する教員
- ※ 受信側は、原則として当該高校の教員(担当教科外でも可)の立会いの下で実施

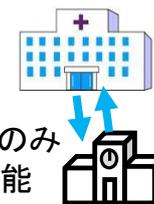
② オンデマンド型教育の特例の創設



- 通信の方法を用いた教育(オンデマンド型を含む)により、36単位を上限として単位認定を行うことが可能
- 対象は、疾病による療養又は障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒のみ
- ※ 不登校生徒を対象とした既存の特例の対象を拡大するもの

③ 訪問教育における遠隔教育の導入

- 修了要件のうち、1/2未満までを上限
- ※ ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う
- 対象は、療養中及び訪問教育を受ける生徒のみ
- 同時双方向型、オンデマンド型ともに実施可能



※同時双方向型: 学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式
※オンデマンド型: 別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講することが可能な方式

「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について」（通知）

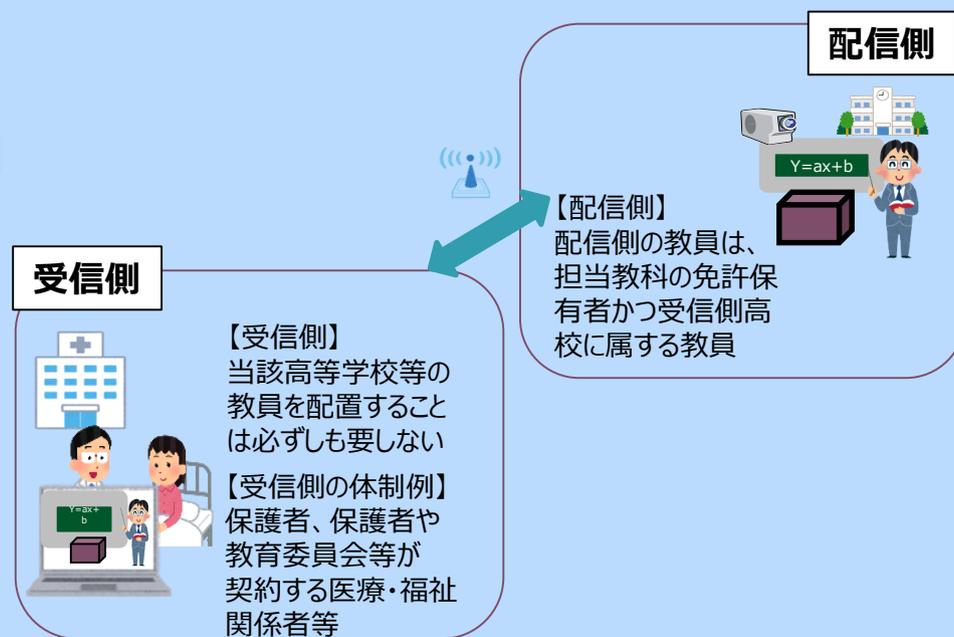
令和元年6月に取りまとめた「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」を受け、**高等学校段階の病気療養中の生徒に対し**、同時双方向型の授業配信を行う場合に係る留意事項（※）を補足し、**受信側の教員の配置に関する要件を緩和**。

通知概要（令和元年11月26日付け元文科初第1114号文部科学省初等中等教育局長通知）

病室等において、**疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒等に対し**、同時双方向型の授業配信を行う場合には、**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと**とした。

【受信側に当該高等学校等の教員を配置しない場合】

- ◆ 当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、**体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにすること**。
- ◆ **配信側の教員は**受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、**当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること**。



（※）平成27年4月24日付け27文科初第289号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」の記Ⅲ留意事項の第1の2 及び平成27年4月24日付け27文科初第195号「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」の記第3留意事項の3の（2）

小・中学校段階における病気療養児に対する

同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するかどうかの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもとに、年間延べ30日以上欠席ということ参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、**指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。**

◆留意事項

- 配信の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと 等

【病気療養児に対する同時双方向型授業配信のイメージ】



病気療養児に対する遠隔教育の取組事例

病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学等の効果が見られた

自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）



退院後、体調が悪くて登校できない小学校6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の要望を受け、在籍校において、板書の見える位置と学級全体の様子が分かる位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

病室で療養中の生徒に対する授業配信



クリーンルームで治療中の中学生について、本校教室とクリーンルームをつなぎ、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、クリーンルームの生徒はその中継を見ながら、担当教員が教科書で補足的に説明しながら学習を進めた。

※2 平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本資料における遠隔教育については、ICT環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を指す。

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する、遠隔教育（メディアを利用して行う授業）の要件緩和について

新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）（令和元年6月）

【取り組むべき施策】

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の要件（**受信側の教員の配置要件**や**単位修得数等の上限**）を緩和。

遠隔教育（メディアを利用して行う授業※）の要件・留意事項

● 対面による授業の実施

教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。

（27年告示第92号）

● 単位修得数等の上限

全課程の修了要件として修得すべき**74単位のうち、36単位を超えないもの**とすること。

※特別支援学校高等部において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限とすること。

（学校教育法施行規則第96条第2項、第135条第2項）

● 受信側の教員配置

原則として当該高等学校等の教員を配置（当該教科の免許保有者以外でも可）

（27年施行通知）

● 配信側の教員配置

高等学校教諭等の身分を有する当該教科の免許保有者

（27年施行通知）

病気療養中等の生徒に対する特例

● 単位修得数等の上限の緩和

令和2年4月、学校教育法施行規則改正

病気療養中等の生徒の教育機会を確保する観点から、**上限を超える単位修得等を認める。**

※訪問教育において、メディアを利用して行う授業を実施する場合も上限を超える単位修得数等を認める。

● 受信側の教員の配置要件の緩和

令和元年11月通知

受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない。ただし、以下の点に留意すること。

- ◆ 当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、**体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。**
- ◆ **配信側の教員は、受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。**



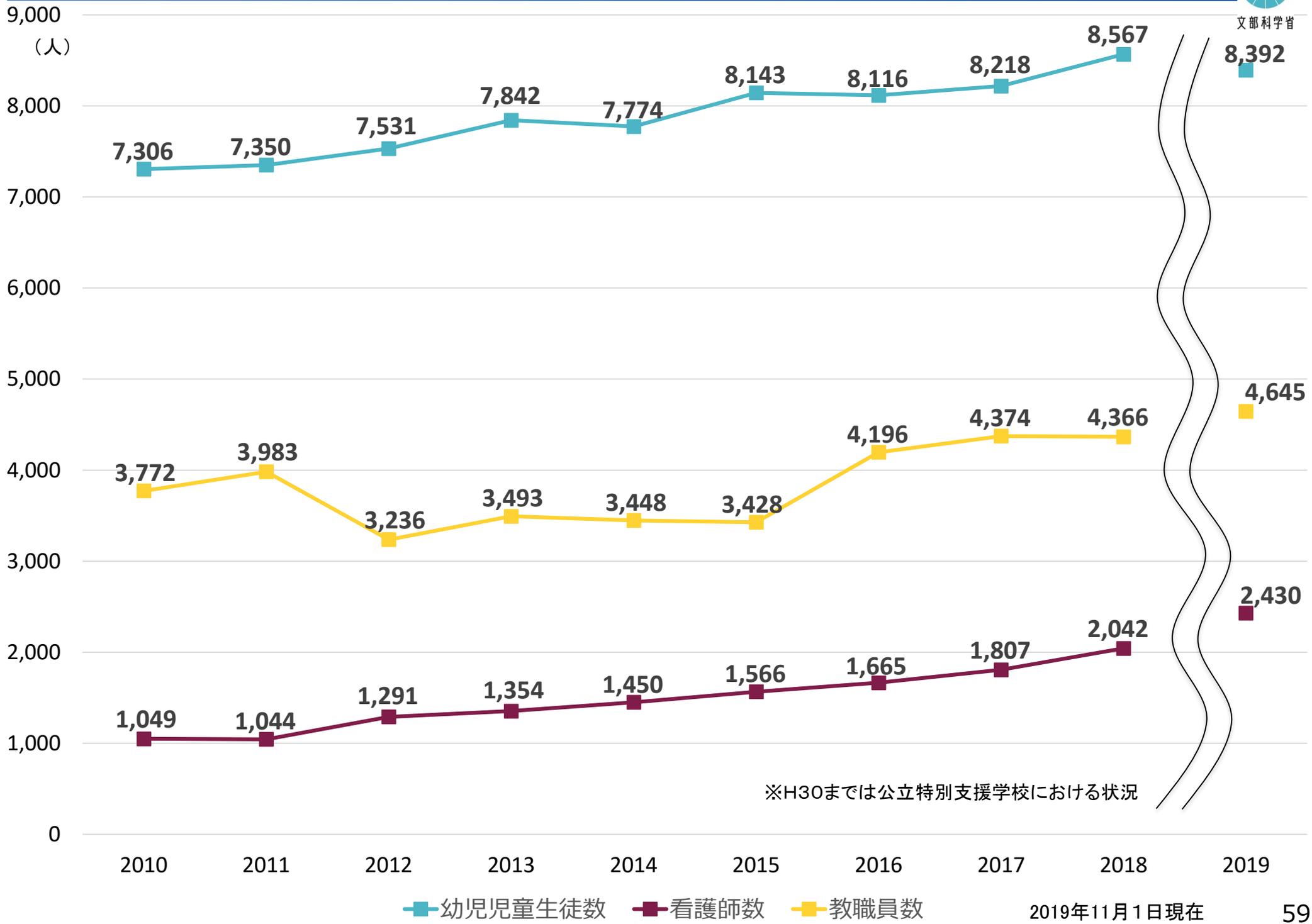
※メディアを利用して行う授業：同時双方向型（学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式）の授業であって、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたもの。

9. 学校における医療的ケア

特別支援学校に在籍する医療的ケア児等の推移



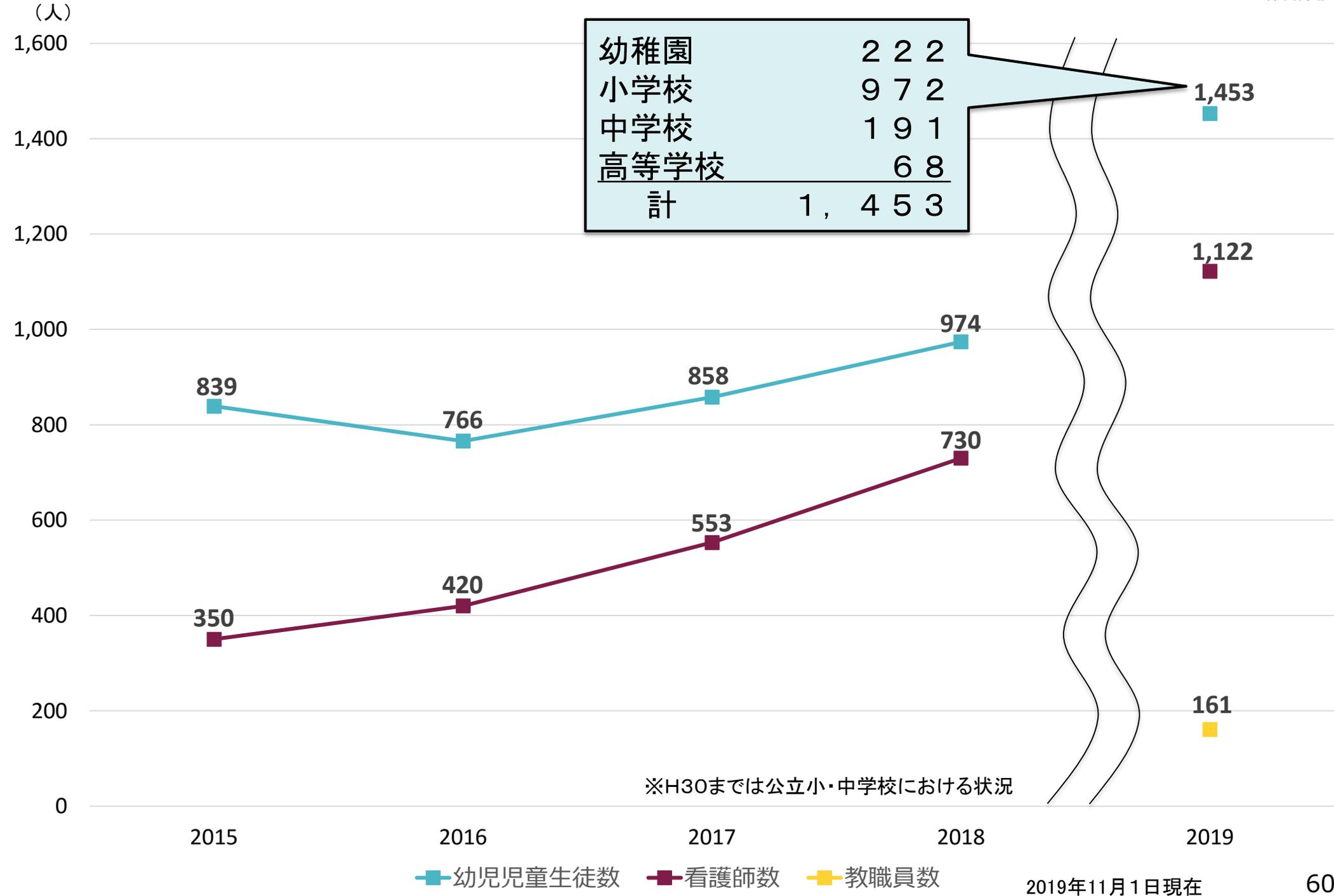
文部科学省



幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児等の推移



文部科学省



医療的ケア児に関わる主治医と学校医との連携

診療情報提供料(I)の見直し

- 主治医と学校医等との連携を推進し、医療的ケア児が安心して安全に学校に通うことができるよう、主治医から学校医等への診療情報提供について新たな評価を行う。

改定後

【診療情報提供料(I)】

(新設)

保険医療機関が、**児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児である患者**について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が通学する学校教育法に規定する**小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の学校医等**に対して、診療状況を示す文書を添えて、**当該患者が学校生活を送るに当たり必要な情報を提供した場合**に、患者1人につき月1回に限り算定する。

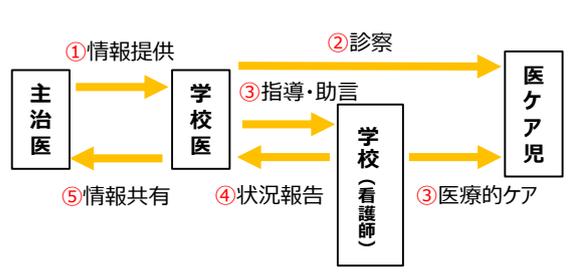
[算定要件]

- ・ 当該義務教育諸学校において当該患者が生活するにあたり看護職員が実施する診療の補助に係る行為について、学校医等が指導、助言等を行うに当たり必要な診療情報を提供した場合に算定する。
- ・ 「学校医等」とは、当該義務教育諸学校の学校医又は義務教育諸学校が医療的ケアについて助言や指導を得るために委嘱する医師をいう。
- ・ 当該保険医療機関の主治医と学校医等が同一の場合は算定できない。

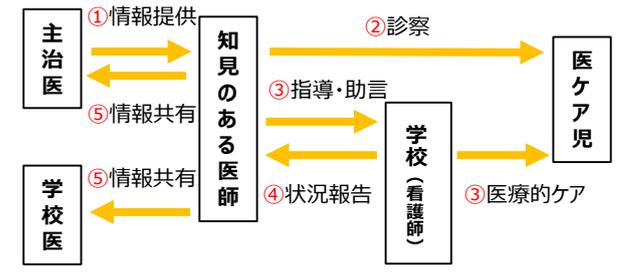


(参考)主治医から学校医等への情報提供に基づいた学校における医療的ケアの流れ

●「学校医」が学校における医療的ケアに係る指導・助言を行う場合



●「学校医」以外の医師が医療的ケアに係る指導・助言を行う場合



新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議
(文部科学省、令和元年12月2日)より抜粋

- (1) 学校は保護者からの申出を受けて、「学校医」に学校における医療的ケアの実施を相談し、相談結果を踏まえ、「学校医」又は「知見のある医師」に業務（看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアに係る指導・助言）を委嘱
- (2) 「学校医」又は「知見のある医師」は「主治医」からの情報提供①を受け、「医ケア児」を診察②し、「主治医」等※と調整を図り、学校における医療的ケアを検討
- ※ 「知見のある医師」が看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアに係る指導・助言を行う場合は、「学校医」にも調整
- (3) 「学校医」又は「知見のある医師」は看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアを指導・助言③
- (4) 「学校医」又は「知見のある医師」は看護師からの状況報告④等を踏まえ、「主治医」等※に医ケア児の学校生活上の情報を共有⑤
- ※ 「知見のある医師」が看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアに係る指導・助言を行う場合は、「学校医」にも共有

小児への訪問看護に係る関係機関の連携強化

自治体への情報提供の見直し

➤ 訪問看護ステーションから自治体への情報提供について、15歳未満の小児の利用者を含め

現行

【訪問看護情報提供療養費1】

[算定対象]

- (1) 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者
- (2) 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者
- (3) 精神障害を有する者又はその家族等



改定後

【訪問看護情報提供療養費1】

[算定対象]

- (1) 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者
- (2) 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者
- (3) 精神障害を有する者又はその家族等
- (4) 15歳未満の小児**



学校等への情報提供の見直し

➤ 医療的ケアが必要な児童等について、訪問看護ステーションから学校への情報提供に係る要件を見直すとともに、情報提供先に保育所及び幼稚園を含める。

現行

【訪問看護情報提供療養費2】

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部)への入学時、転学時等により初めて在籍することとなる利用者について、訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、当該義務教育諸学校からの求めに応じて、必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき月1回に限り算定。



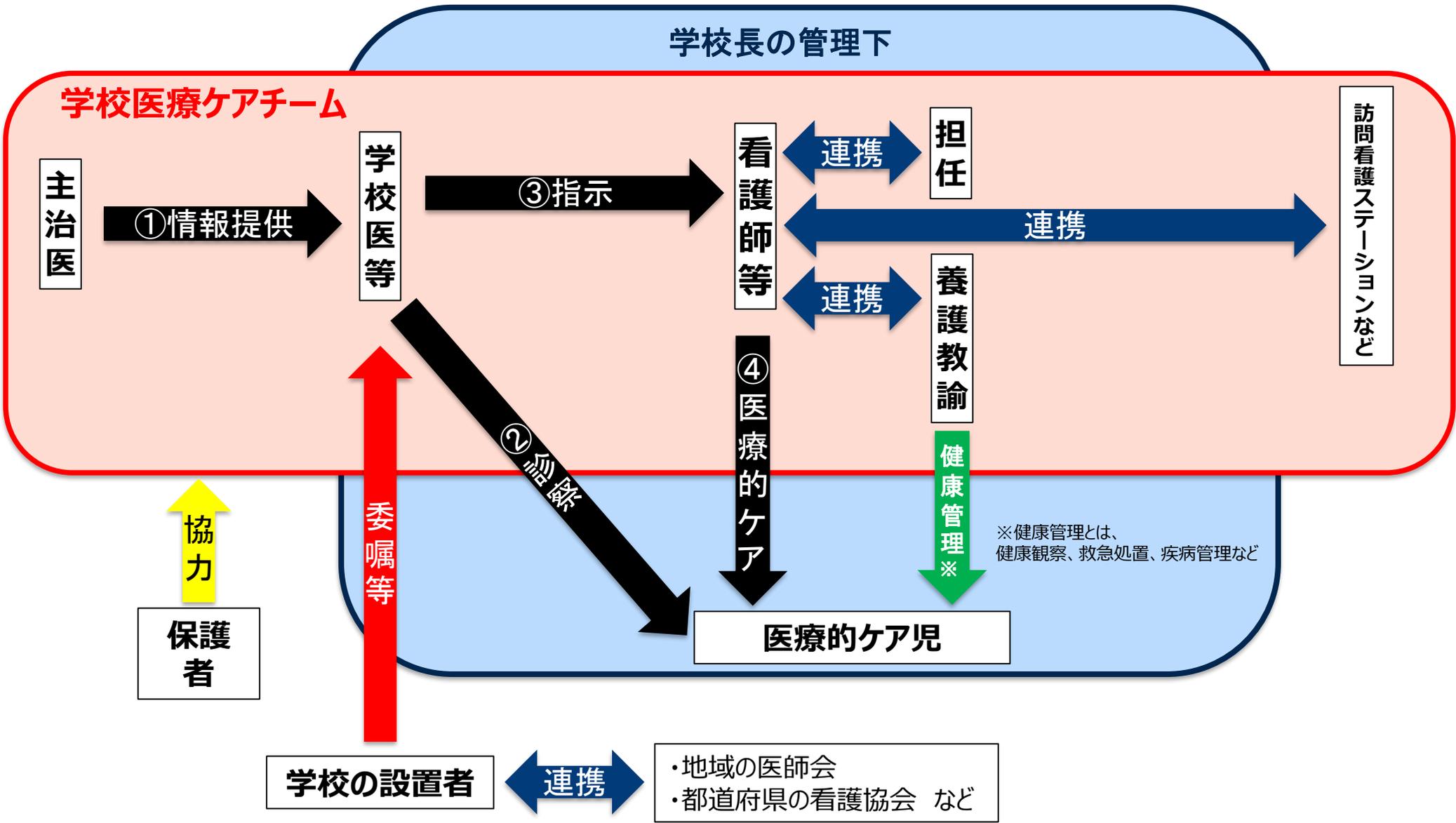
改定後

【訪問看護情報提供療養費2】

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、**学校等(保育所等、幼稚園、**小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部)**へ通園又は通学する利用者について、訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、当該学校等からの求めに応じて、必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき各年度1回に限り算定。また、入園若しくは入学又は転園若しくは転学等により当該学校等に初めて在籍することとなる月については、当該学校等につき月1回に限り、別に算定可能。**

主治医から学校医等への情報提供に基づく医療的ケアの流れ【イメージ図】



文部科学省【令和2年度関連予算】

- (1) 切れ目ない支援体制整備充実事業
 - ⇒ 医療的ケアのための看護師配置に係る経費を一部補助 (19億円の内数)
 - ※看護師配置に必要な経費を地方財政措置 (38億円の内数)

- (2) 学校における医療的ケアに関する研修機会の提供 (29百万円の内数)
 - ⇒ 標準的な研修プログラムの開発、教育委員会等による研修会の企画研修
- (3) 学校における医療的ケア実施体制構築 (29百万円の内数)
 - ⇒ 地域において医療的ケア児に関わる看看連携モデルの創出

10. 令和2年度予算

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和2年度予算額 2,546百万円
(前年度予算額 2,501百万円)



文部科学省

○切れ目ない支援体制整備充実事業 1,919百万円 (1,796百万円) (拡充) 〔補助率1/3〕

◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援体制整備

自治体等が体制を整備するに当たって必要となる経費の一部を3年を限りとして補助する。(①連携体制の整備、②個別の教育支援計画等の活用、③連携支援コーディネーターの配置、④普及啓発)

◆医療的ケアが必要な幼児児童生徒のための看護師配置 (拡充) 1,800人⇒2,100人 (+300人)

○学校における医療的ケア実施体制構築事業 29百万円(59百万円)

人工呼吸器の管理等が必要な児童生徒等の受入体制の在り方等を調査研究するとともに、新たに教育委員会による看護師等に対する研修をより充実させるための取組を実施する。

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等 150百万円 (213百万円)

◆経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業 (新規) 通常の学級や通級による指導において、新任担当あるいは経験の浅い担当教員を支援するため、研修体制やサポート体制の構築等に関する調査研究を行う。

◆特別支援教育担当教員の資質向上に向けた人材育成プロジェクト (新規) 【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】 発達障害に係る教員等の専門性向上を図るため、教育と福祉の関係者が協働した教員研修の検討・実践等を行う。

※上記のほか、新たに、発達障害の可能性のある児童生徒の実態把握に係る調査の在り方を検討するための協力者会議を設置する。

○学校と福祉機関の連携支援事業 8百万円(10百万円)

障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行う。

○難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携推進 21百万円 (新規)

◆保健、医療、福祉と連携した聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業 聴覚障害児の早期支援を促進するため、特別支援学校(聴覚障害)における保健、医療、福祉など、厚生労働行政と連携した教育相談の実施体制構築に係る実践研究を行う。

◆難聴児の切れ目ない支援体制構築事業 【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】 医療・療育・教育関係者を対象とした難聴児の早期支援に係る研修を開催し、担当者の専門性向上を通じた難聴児への支援体制構築を図る。

○学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実 154百万円 (139百万円) (拡充)

教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、農福連携や知的障害の児童生徒へのプログラミング教育など、障害の状態等に応じた教育課程の編成や指導方法に関する政策的な課題に係る先導的な実践研究等を行う。

○特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 35百万円 (45百万円)

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。

○高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業 21百万円(26百万円)

高等学校段階の入院生徒等に対する、教育保障体制の整備について調査研究を実施する。

○教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 207百万円 (210百万円)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアセスメント等についての実践的な調査研究等を実施する。

等

(上記以外の施策: 就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備)

- 特別支援教育就学奨励費負担等 12,397百万円(12,164百万円)〔補助率1/2〕
- 国立特別支援教育総合研究所運営費交付金 1,103百万円(1,043百万円)
- 特別支援教育の充実の観点から、通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施
- 特別支援学校の新增築及び既存施設の改修による教室不足解消〔補助率1/2(原則)〕、バリアフリー対策〔補助率1/3等〕への国庫補助

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和2年度予算額 1,919百万円
(前年度予算額 1,796百万円)



文部科学省

○ インクルーシブ教育システムを構築する上では、**医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要**である。このためには、**関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効**であり、既に各都道府県レベルでは、県全域を見通した「広域特別支援連携協議会」が設けられるとともに、「障害保健福祉圏域」や教育事務所単位での支援地域の設定などが行われている。それら**支援地域内の有機的なネットワークを十分機能させるためには、保護者支援を行うこと、連絡協議会を設置すること、個別の教育支援計画を相互に連携して作成・活用することが重要**である。

○ インクルーシブ教育システムの構築に当たり、障害のある子どもの地域における生活を支援する観点から、**地域における社会福祉施策や障害者雇用施策と特別支援教育との一層の連携強化に取り組む必要がある**。また、**卒業後の就労・自立・社会参加も含めた共生社会の構築を考える必要がある**。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会

(補助率) 国：1/3 都道府県・市町村・特別支援学校等を設置する学校法人：2/3

I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップ^{※1}を支援

1. 連携体制を整備

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備
⇒ 組織検討委員会(仮称)を設置したり、先進地を視察するなど

2. 個別の教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
⇒ 個別の教育支援計画等を引き継がれるネットワークシステムの構築など

3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進
⇒ 早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援

4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

※1 当該補助事業については交付初年度から3年を限りとする。

※2 校外学習や登下校時の送迎車両に同乗する看護師の配置を含む。

II 看護師、外部専門家の配置

① 医療的ケアのための看護師（1,800人→2,100人）【拡充】

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等による看護師配置^{※2}を支援

【参考】学校における医療的ケアの今後の対応について（初等中等教育局長通知）

学校で医療的ケアを行う場合には、教育委員会において、看護師等を十分確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、各学校に医療的ケア児の状態に応じた看護師等の適切な配置を行うこと。

② 外部専門家（348人）

特別支援学校における自立活動の充実を図るため、個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家との連携協力を支援

【参考】特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部・高等部学習指導要領
第7章 自立活動

第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

令和2年度予算額 130百万円
(前年度予算額 213百万円)



背景 発達障害を含む障害のある児童生徒に対する支援は、全ての学校・学級に求められており、特に、発達障害の可能性のある児童生徒について、通級による指導や通常の学級における指導方法の工夫や配慮の提供による支援の充実が求められている。
※発達障害者支援法の一部改正法、障害者差別解消法（H28施行）において、発達障害児に対して、可能な限り発達障害でない児童と共に教育を受けられる配慮をすること、また、合理的配慮を提供することが求められている。

新規

1. 経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業 52百万円

通常の学級や通級による指導において、新任担当あるいは経験の浅い担当教員を支援するための体制構築等に関する研究 【教育委員会 8箇所】

- 研修体制の構築（育成指標への関連づけ、教員養成課程のある大学との連携）
- サポート体制の構築（相談窓口の設置・明確化、指導的立場の教員の養成、指導・助言の仕組みの構築）
- 実践に即した教員養成課程における教授法の検討 など

大学や福祉・医療等関係機関とも連携した支援



2. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業 33百万円

学習上のつまずきなど特定の困難を示す児童生徒に対する支援として、通常の学級における教科指導方法等の研究及び、教員養成課程における教科指導の教授法の開発を行う。 【教育委員会、大学、学校法人 7箇所】

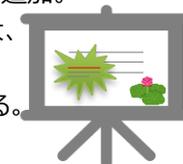
(例) 【教科指導におけるつまずきポイント】

- ・聞くこと、読むことが苦手。
- ・気が散りやすい。
- ・言葉、文章の意味の理解が難しい。
- ・集団の中での指示や注意が入りづらい。

【指導方法の工夫】

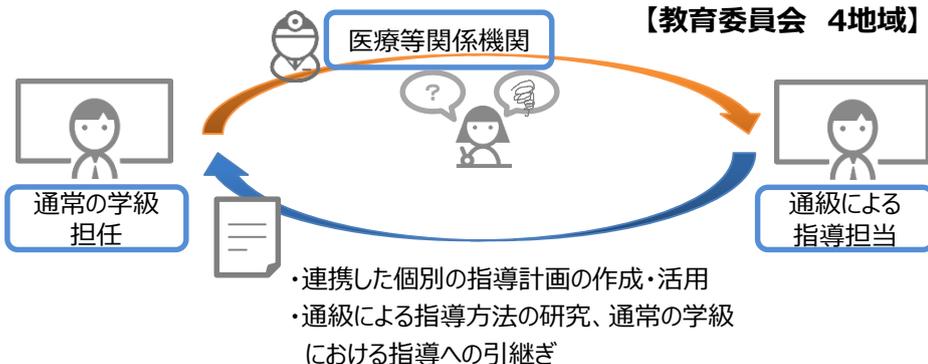
- ・文節ごとのスラッシュや挿絵を用いて視覚情報を追加。
- ・注目する箇所を拡大、色分けする。
- ・ペア学習を取り入れる。

教科教育スーパーバイザーによる指導・助言



3. 高等学校における発達障害に関する通級による指導の研究事業 13百万円

高等学校における発達障害に係る通級による指導の充実を図るため、教育委員会における教員向けの研修体制を構築するとともに、指導方法及び通常の学級担任や関係機関との連携の在り方等について研究を行う。 【教育委員会 4地域】



4. 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業 28百万円

学校において児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方について研究事業を行う。 【教育委員会、大学、学校法人 10箇所】

- 児童生徒本人や保護者からの合理的配慮の意思の表明に対する学校・教育委員会の教職員の合理的配慮の提供に関する研究 など



高校入試における配慮の在り方
例) 読み書きに困難を抱える生徒について、時間を延長しての実施、問題文を読み上げる対応 など

保健、医療、福祉と連携した 聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業

(新規)

令和2年度予算額 19百万円



文部科学省

背景説明

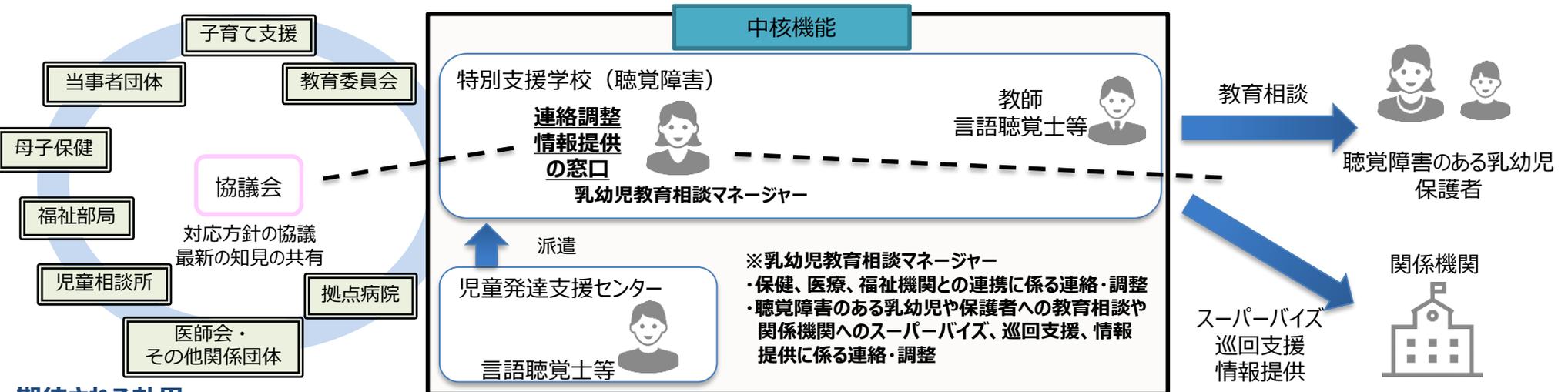
聴覚障害児には早期からの支援が必要であるが、現状は身近な地域での就学前の療育の場が少なく、また地域格差も見られる。現在も聴覚障害を対象とする特別支援学校においては、地域の聴覚障害児やその保護者に対して教育相談を行っているが、保健、医療、福祉など厚生労働行政と連携して最新の知見を得るとともに、学校内の教育相談に係る体制を強化することにより、さらに充実することが求められている。

事業内容

○特別支援学校（聴覚障害）における乳幼児教育相談の拡充（都道府県 7箇所）

- ・保健、医療、福祉機関など、厚生労働行政との連携により得られた最新の知見に基づく教育相談の実践
- ・教育相談を行うための学校内の体制強化（乳幼児教育相談マネージャーの配置）

○乳幼児教育相談に係るモデルの普及（国）



期待される効果

聴覚障害に係る教育相談の実践の蓄積、乳幼児教育相談マネージャーを活用した聴覚障害に係る教育相談の実施体制の構築を行うとともに、この成果を全国に普及させることにより、乳幼児期の聴覚障害に係る教育相談を充実させ、地域格差の縮小を図る。

1 趣旨

近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになってきている。

新学習指導要領等においては、幼稚園、小・中・高等学校と同様に「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）など共通の方向性や、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実についての方向性が示されていることから、新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施に向けて、教育課程編成や指導方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行い、特別支援教育の質の向上を図る。

2 内容

新学習指導要領の実施にあわせ、我が国の実態や諸外国の状況の調査分析等を実施するとともに、児童生徒を対象とした先導的な授業の開発と実践を行う。

(1) 新学習指導要領に向けた実践研究

新特別支援学校学習指導要領等の内容を円滑に実施するため、新特別支援学校学習指導要領等に沿った教育課程編成や指導及び評価方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行う。令和2年度は、平成30年度に採択した課題について、最終年度となることから、実践研究の成果の調査分析や普及を実施する。

(2) 政策課題対応型調査研究

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、諸外国の状況や我が国の実態について調査・分析を行い、その成果を政策立案や(3)政策課題対応型先導研究に活用する。

【課題例】

- ・聴覚障害児に対する外国語の指導法
- ・盲聾児に対する特別支援教育 等

(3) 政策課題対応型先導研究

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、教育課程や評価方法を開発し、それらを実証・評価することで、先導的なモデルの構築を目指す。

【課題例】

- ・農福連携
- ・読書活動
- ・特別支援学校小学部（知的障害）のプログラミング教育、外国語活動 等



学習指導要領や教育課程等



研究仮説、実施方法等を検討



実際の授業で実証・評価



研究成果を全国へ展開

【目的】

平成27年12月の中央教育審議会答申において教職員の専門性の向上が重要であると示されるとともに、新特別支援学校学習指導要領等に対応した指導等が求められることから、教職員の資質の向上を図る。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）

（平成27年12月中央教育審議会）

- 特別支援学校の教員は、これまで以上に**特別支援学校教員としての専門性が求められている**。
- このため、**令和2年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校教員が免許状を保有することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である**。
- 小中学校の特別支援学級担任の保有率も**現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される**。

新特別支援学校学習指導要領（小学部・中学部）（平成29年4月告示）

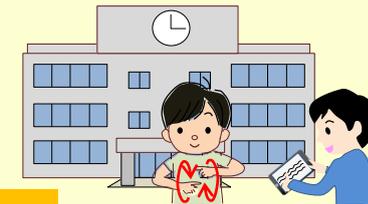
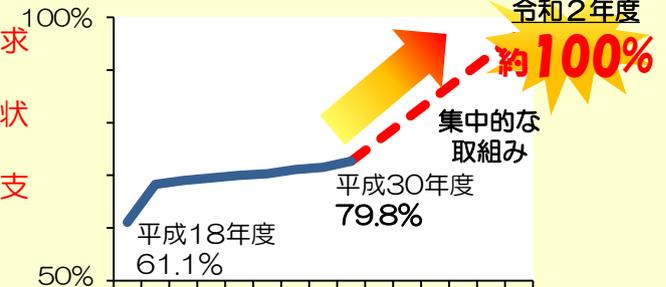
指導計画の作成と内容の取扱いに当たって、的確な意思の相互伝達などが行われるよう指導方法を工夫するなど、児童生徒の障害に応じた指導を一層推進する。

全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ（第九次提言）

（平成28年5月教育再生実行会議）

国、地方公共団体は、学校現場での先進的な取組も参考にしつつ、発達障害の子供への対応力を向上させるための教員研修を充実する。

特別支援学校教員の免許状保有率



教職員等の専門性や資質の向上が必要

(1) 指導者養成講習会

特別支援学校教諭等免許状の取得を促進するため、免許法認定通信教育と免許法認定講習の実施を支援する。

(2) 手話等のコミュニケーションツールを活用した教職員等の資質向上に関する講習会

手話やICT機器の活用など特別支援教育を必要とする児童生徒のコミュニケーションに関する専門性等について、教職員研修等を実施を支援する。

(3) 民間団体等を活用した特別支援教育の理解啓発

新規採用の教職員や新たに特別支援教育に携わる教職員を中心とし、保護者や地域住民等も含めた特別支援教育関係者に対して特別支援教育の理解啓発を図る。

高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

令和2年度予算額
(前年度予算額)

2 1 百万円
2 6 百万円)

背景説明

近年の医学の進歩に伴い、入院の短期化、入院の頻回化、退院後も引き続き医療や生活規制が必要となるケースの増加等、病弱児の治療や療養生活は大きく変化している。

入退院を繰り返すケースが増加する中、義務教育段階では学習することができたが、高等学校段階になると地域や学校によっては学習できない例もあり、「第3期がん対策推進基本計画」（平成30年3月9日閣議決定）においても、小児・AYA世代（※）のがん患者のサポート体制は必ずしも十分なものではなく、特に高等学校段階においては、取組が遅れていることが指摘されている。

これらの状況を踏まえ、高等学校段階における入院生徒等に対する教育保障体制の更なる整備が求められている。

※AYA世代：思春期及び若年成人世代（Adolescent and Young Adult）

目的・目標

各自治体において、在籍校、特別支援学校、教育委員会、病院等の関係機関が連携し、高等学校段階の入院生徒等に対し、個々の状況に応じた教育機会の確保や復学支援を行う体制の整備に関する調査研究を実施する。

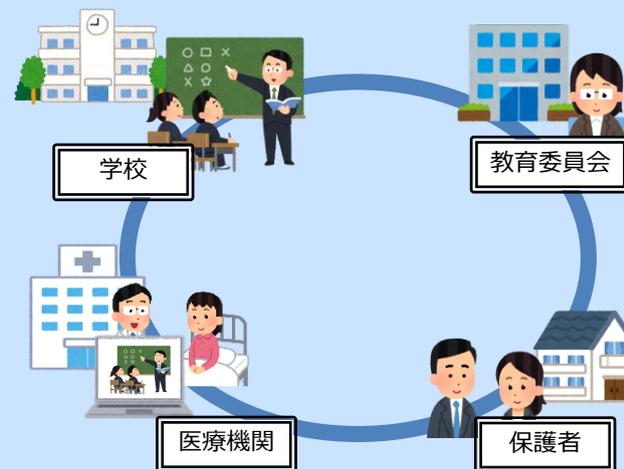
事業内容

委託先：都道府県・政令指定都市教育委員会等（5地域）

長期入院又は入退院を繰り返す生徒、退院後も引き続き治療や生活規制のため、通学が困難である、一時帰宅をする等の理由により自宅療養をする生徒に対する教育機会の確保・復学支援を実施

- 教師の派遣や学習支援員の配置による教育機会の確保に関する研究
- 遠隔教育の有効な活用方法、単位認定・評価に関する研究
- 保護者・医療機関・教育機関等の連携体制に関する研究

等



医療的ケアが必要な幼児児童生徒を取り巻く環境が変わりつつある。

【現状①】

学校に在籍する医療的ケア児は増加傾向



【現状②】

医療技術の進歩等により、人工呼吸器の管理等が必要な幼児児童生徒等が約10年で約2倍※に増加

H21 : 720人



H29 : 1,418人

※公立特別支援学校の状況



学校における医療的ケア実施体制構築

人工呼吸器の管理等が必要な幼児児童生徒が増加傾向にあること等を踏まえ、学校における受入体制の在り方等を引き続き調査研究する。また、これまでの調査研究の成果等を踏まえ、教育委員会等が参考となる資料を作成する。 (9自治体)

【参考】学校における医療的ケアの今後の対応について (H31.3.20初等中等教育局長通知)

3. 教育委員会における管理体制の在り方

(1) 総括的な管理体制の整備

① 各教育委員会は、医療的ケア児の受け入れに備え、域内の学校における医療的ケア児に関する総括的な管理体制を整備するため、以下に示すことを実施すること。

1) 管理下の学校における医療的ケア実施体制の策定 (医療的ケアを実施する看護師等と認定特定行為業務従事者である教職員やその他の教職員との連携及び役割分担を含む)

5) 緊急時の対応指針の策定・学校と医師及び医療機関の連携協力の支援

6) 管理下の学校における医療的ケア実施体制説明資料 (保護者用リーフレット、医療関係者用リーフレット) の作成と広報

学校における医療的ケアに関する研修機会の提供

教育委員会等による看護師に対する研修をより充実させるため、研修の企画・実施の在り方等を調査研究する。

(1団体) 新規

【参考】学校における医療的ケアの今後の対応について (H31.3.20初等中等教育局長通知)

8. 研修機会の提供

(1) 看護師等に対する研修

国は教育委員会の研修をより充実させていくために、各自治体の参考となるような最新の医療情報の提供や実技演習、実践報告、学校で働く経験の浅い看護師が安心して業務に対応することを含めた研修の企画・実施に努める。各教育委員会においては、域内や学校で指導的な立場にある看護師や各教育委員会の医療的ケア担当者等が研修に受講できるよう配慮すること。

【関連予算】

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等による看護師配置等を支援

⇒切れ目ない支援体制整備充実事業 (補助率: 1/3)

特別支援教育支援員の地方財政措置について

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。

○特別支援教育支援員の配置に係る経費（継続）

公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	令和2年度	令和元年度
幼稚園	7,900人	7,800人
小・中学校	57,000人	56,600人
高等学校	900人	600人
合計	65,800人	65,000人

平成19年度～：公立小・中学校について地方財政措置を開始
 平成21年度～：公立幼稚園について地方財政措置を開始
 平成23年度～：公立高等学校について地方財政措置を開始

GIGAスクール構想の実現

令和元年度補正予算額 2,318億円
公立:2,173億円、私立:119億円、国立:26億円

(文部科学省所管)

- Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。**令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務。**
- このため、**1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備**するとともに、**並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現**させる。

事業概要

(1) 校内通信ネットワークの整備

- 希望する全ての小・中・特支・高等学校等における**校内LANを整備**
加えて、小・中・特支等に**電源キャビネットを整備**

事業スキーム

- 公立** 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村
補助割合：1/2 ※市町村は都道府県を通じて国に申請
- 私立** 補助対象：学校法人、補助割合：1/2
- 国立** 補助対象：国立大学法人、(独)国立高等専門学校機構
補助割合：定額

事業概要

(2) 児童生徒1人1台端末の整備

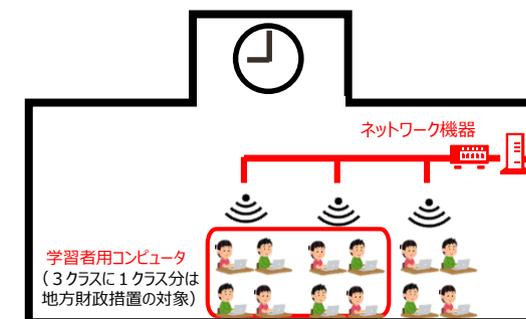
- 国公立の小・中・特支等の**児童生徒が使用するPC端末を整備**

事業スキーム

- 公立** 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村等
補助割合：定額（上限4.5万円）※市町村は都道府県を通じて国に申請
- 私立** 補助対象：学校法人、補助割合：1/2（上限4.5万円）
- 国立** 補助対象：国立大学法人
補助割合：定額（上限4.5万円）

措置要件

- ✓ 「1人1台環境」における**ICT活用計画**、さらにその達成状況を踏まえた**教員スキル向上などのフォローアップ計画**
- ✓ 効果的・効率的整備のため、**国が提示する標準仕様書**に基づく、都道府県単位を基本とした**広域・大規模調達計画**
- ✓ **高速大容量回線の接続が可能な環境**にあることを前提とした**校内LAN整備計画**、あるいは**ランニングコストの確保を踏まえたLTE活用計画**
- ✓ 現行の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づく、地方財政措置を活用した**「端末3クラスに1クラス分の配備」計画**



※ 支援メニュー (① 校内LAN整備+端末整備、② 端末独自整備を前提とした校内LAN整備、③ LTE通信費等独自確保を前提とした端末整備)

目的

「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、**ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境**を早急を実現

児童生徒の端末整備支援

○ 「1人1台端末」の早期実現 1,951億円

令和5年度に達成するとされている**端末整備の前倒しを支援**、令和元年度補正措置済（小5,6、中1）に加え、残りの中2,3、小1～4すべてを措置

対象：国・公・私立の小・中・特支等
 国公立：定額上限4.5万円、私立1/2（上限4.5万円）

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備 11億円

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる**障害に対応した入出力支援装置の整備を支援**

対象：国・公・私立の小・中・特支等
 国立、公立：定額 私立：1/2

学校ネットワーク環境の全校整備 71億円

整備が可能となる未光地域やWi-Fi整備を希望し、令和元年度補正に計上していなかった**学校ネットワーク環境の整備を支援**

対象：公立の小・中・特支、高等学校等
 公立：1/2

GIGAスクールサポーターの配置 105億円

急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、**ICT関係企業OBなどICT技術者の配置経費を支援**

対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
 国立：定額、公私立：1/2

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

○ 家庭学習のための通信機器整備支援 147億円

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、**LTE通信環境（モバイルルータ）の整備を支援**

対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等、年収400万円未満（約147万台）
 国公立：定額（上限1万円）、私立1/2（上限1万円）

○ 学校からの遠隔学習機能の強化 6億円

臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、**学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援**

対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
 公私立：1/2（上限3.5万円）、国立：定額（上限3.5万円）

○ 「学びの保障」オンライン学習システムの導入 1億円

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能な**プラットフォームの導入に向けた調査研究**

施策の想定スキーム図



※上記は公立及び私立のイメージ、国立は国が直接補助

背景

障害のある児童生徒においては、情報機器端末を活用するために、児童生徒の利便性向上の観点から、より個別性の高い特別な入出力支援装置が必要な場合がある。障害のある児童生徒が1人1台端末を効果的に活用できるよう、一人一人に応じた入出力支援装置の整備をあわせて支援する。

※令和元年度補正予算でも、GIGAスクール構想の実現における端末機器の補助額（上限4万5千円）の範囲において、基盤的な入出力支援装置は補助対象となっている。

例

➤ 視覚情報を点字化

パソコン上の文字を点字で出力する装置。授業において、あらかじめ点字化された教材だけでなく、パソコン上の情報も教材として活用することができる。

<点字ディスプレイ>



➤ 音声を文字化

<音声文字変換システム>

音声を文字化し、手元のパソコンに表示するシステム。授業中の教師の説明を文字として受けとることにより、理解が容易になる。

➤ 表現方法の広がり

視線の動きにより、パソコン上の文字等の入力を可能にする装置。パソコンを通じて、絵等の様々な表現も可能となる。

<視線入力装置>



(支援装置の例)

- ・音声読み上げソフト、
- ・点字ディスプレイ、
- ・音声文字変換システム、
- ・視線入力装置、
- ・視線入力装置ソフト、
- ・ボタンマウス、
- ・ブレススイッチ 等

(経緯・目的)

- 文部科学省においては、3月2日から春季休業の開始日までの間、新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、子供たちの健康、安全のため、多くの子供達や教職員が日常的に集まることによる感染リスクを予め抑える観点から、全国の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等に対し、一斉臨時休業の要請を行った。
- その後の国内の感染状況としては、新規の感染者数が都市部を中心に増加し、感染源が不明な感染者も増えてきており、依然として厳しい状況。新学期を迎えるに当たっては、引き続き警戒を一切緩めることなく、学校の再開に向けた準備を進めることが必要。
- 文部科学省は、学校再開に向けたガイドラインにおいて、感染症対策として、毎朝家庭又は学校で検温を行うこと、飛沫をとばさないようマスクを装着するなど指導すること、特に児童生徒等が手を触れる箇所は消毒液を使用して清掃を行うこと、とりわけ重症化リスクの高い障害のある児童生徒等については一層の感染対策を行うことなどを示しており、このような状況を踏まえ、国としても、学校における感染症対策等への支援を実施する。

I 新型コロナウイルスに伴う学校保健に係る特別対策事業等 (143億円)

学校において、3つの条件が同時に重なることを避けるため、基本的な感染症対策の徹底を図る上で必要となる以下の施策を実施する

1. 感染症対策のためのマスク等購入支援 (133億円)

【幼稚園】

感染拡大を防止する観点から、都道府県等が幼稚園に配布する子供用マスク、消毒液等の一括購入等に必要となる経費や、幼稚園の設置者による感染防止用の備品等購入、幼稚園の消毒に必要な経費を補助する。

補助率 10/10 (1施設あたり50万円以内)



【小学校、中学校、高等学校、特別支援学校(幼稚部含む)等】

- 学校再開にあたり、集団感染のリスクを避けるため、布製マスクを国が一括で買い上げ、4月及び5月以降にかけて、小中学校等の児童生徒及び教職員に対し約1,400万枚を計2回配布する。

補助率 10/10

- 布製マスク、清拭用消毒液、手指用消毒液、非接触型体温計等の保健衛生用品の購入に必要な経費を都道府県等に対し補助する。 ※

補助率 公立・私立：1/2 国立：10/10



2. 特別支援学校スクールバス感染症対策支援 (4億円) ※

障害のある幼児児童生徒の安全安心な通学環境を確保するため、特別支援学校のスクールバスにおける、感染リスクの低減を図るための取組等を実施する学校設置者に対し補助を行う。

補助率 公立・私立：1/2 国立：10/10

II 未指導分の補習等のための支援 (8億円)

一斉臨時休業等に伴う学年末の未指導分の補習等を行うため、朝時間や放課後、土曜日等を活用しながらの補習等を支援する学習指導員の追加配置に必要な経費を支援

未指導分の補習等のための学習指導員の追加配置

「補習等のための指導員等派遣事業」の学力向上を目的とした学校教育活動支援(補助率1/3)として、学習指導員の追加配置を支援。

III 子供のための体験活動等への支援 (5億円)

新型コロナウイルスの影響により不安を覚えている子供達の元気を取り戻すため、青少年教育団体が提供する自然体験活動の実施を支援

自然体験活動等推進プログラムの実施

青少年教育団体を通じて、全国の子供たちが自然体験活動に参加する機会を提供

3. 修学旅行の中止や延期に伴う追加的費用への支援 (6億円) ※

学校の一斉臨時休業の要請に伴い、修学旅行の中止や延期に係る追加的費用について、保護者の経済的な負担軽減を図るため、学校設置者が負担した場合の経費を補助

○補助率

定額補助(上限：12,060円)

※は学校保健特別対策事業費補助金

文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

<主な刊行物>

季刊特別支援教育（年4回 3, 6, 9, 12月）

学習指導要領解説

教科書（視覚障害、聴覚障害、知的障害）及び指導書・解説

改訂第3版 通級による指導の手引 ●解説とQ&A●

よりよい理解のためにー交流及び共同学習事例集ー

特別支援学校小学部・中学部学習評価参考資料

聴覚障害教育の手引き

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業中における障害のある児童生徒の家庭学習支援に関する留意事項について

https://www.mext.go.jp/content/20200507-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について

https://www.mext.go.jp/content/202000302-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、発達障害教育推進センターをはじめとするホームページ、メールマガジン等により、特別支援教育の情報発信をしております。

<http://www.nise.go.jp/>

発達障害教育推進センター http://icedd_new.nise.go.jp/

メールマガジン <http://www.nise.go.jp/magazine/>

是非御活用ください！

教科用特定図書等の普及促進について

音声教材について

音声教材とは、発達障害等により、通常の検定教科書では一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材で、パソコンやタブレット等の端末を活用して学習する教材。「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」（教科書バリアフリー法）に基づき、教科書発行者から提供を受けた教科書デジタルデータを活用し、ボランティア団体等が製作している。文部科学省は、以下の団体に調査研究を委託しており、その成果物である音声教材を読み書きが困難な児童生徒に無償提供している。

音声教材製作団体の概要

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

(<http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/book/daisytext.html>)

- 教材名：「マルチメディアデージー教科書」
- 主な特徴：音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能あり。音声は肉声及び合成音声。視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。小・中学校の教科書を中心に作成。パソコンやタブレット端末にて利用可能。
- 利用者実績：10,039人（平成30年度）

茨城大学

(<http://apricot.cis.ibaraki.ac.jp/textbook/>)

- 教材名：「ペンでタッチすると読める音声付教科書」
- 主な特徴：音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。通常の教科書と見た目はほぼ同じ。音声は肉声。小・中学校の国語を中心に作成。音声ペンをタッチして読むことで意識が紙面に向き、能動的な読書になる。鉛筆やペンでの書き込みが可能。
- 利用者実績：1,110人（平成30年度）

東京大学先端科学技術研究センター

(<http://accessreading.org/about.html>)

- 教材名：「AccessReading」
- 主な特徴：音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能あり。音声は合成音声。視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。小・中・高校の教科書を対象。Word版のものとEPUB版の2種類を作成。パソコンやタブレット端末にて利用可能。
- 利用者実績：520人（平成30年度）

広島大学

(<https://home.hiroshima-u.ac.jp/ujima/>)

- 教材名：「文字・画像付き音声教材」
- 主な特徴：サイズ等の変更が可能なテキストを合成音声で読み上げる。読み方を指定しているため正確に読み上げる。単語の辞書検索も可能。音声読み上げ中、同じページ番号の原本教科書画像データに表示切り替え可能なため、授業中、授業者の指示に対応しやすい。小中学校を中心に製作。iPad、iPhoneなどのiOS機器にて利用可能。
- 利用者実績：なし（令和元年度新規）

NPO法人エッジ

(<http://www.npo-edge.jp/>)

- 教材名：「音声教材BEAM」
- 主な特徴：音声のみの教材（テキストや挿絵等の図版はなし）。音声は合成音声。小・中学校の国語・社会を中心に作成。スマートフォン、ICレコーダー等、mp3ファイルが再生可能な機器で利用可能。データ容量が軽く、操作が簡便。
- 利用者実績：560人（平成30年度）

愛媛大学教育学部

(<http://www.karilab.jp/unlock/index.html>)

- 教材名：「UNLOCK」
- 主な特徴：音声、本文等テキストを含む（挿絵等の図版はなし）。音声は合成音声（一部肉声）。小・中・高の教科書を対象。電子辞書等を用いて、テキスト形式（.txt）ファイルを表示、文字を読みやすい大きさに変更可能。あわせて音声を再生可能。電子辞書で調べ学習にも対応。
- 利用者実績：なし（令和元年度新規）

学習者用デジタル教科書のイメージ

＜学習者用デジタル教科書＞



＜学習者用デジタル教科書の導入により期待されるメリット＞

＜特別支援教育等における活用例＞

- デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実
(例) 拡大縮小、ハイライト、共有、反転、リフロー、音声読み上げ
総ルビ、検索、保存
- デジタル教材との一体的使用
(例) 動画・アニメーション、ドリル・ワーク、参考資料

- 視覚障害のある児童生徒による、拡大機能や音声読み上げ機能の活用
- 発達障害のある児童生徒による、音声読み上げ機能や、文字の大きさ、背景色、テキストの色、行間・文字間隔の変更機能の活用

国語

算数

外国語活動

理科

社会

本文を自由に切り取り
試行錯誤

立体図形の展開／回転

発音を音声認識して
自動チェック

理解を促進するための音声・動画

等

学習者用デジタル教科書を活用した学習方法の例

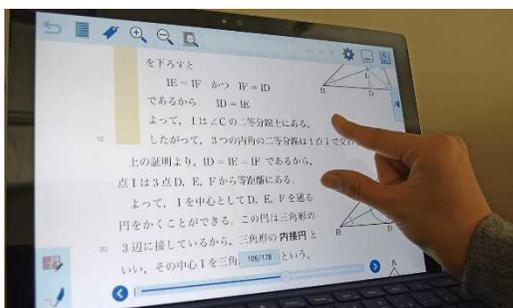
- 学習者用デジタル教科書の制度化に関しては、下記の文部科学省ホームページにおいて、法令等の概要やガイドライン、実践事例集等の情報を集約しています。

→https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm

学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用するにより可能となる学習方法の例

- は特に、特別な配慮を必要とする児童生徒等にとって、学習上役立つ機能。 ※学習者用デジタル教科書実践事例集より抜粋

1 | 拡大



教科書を拡大して表示することができます。

2 | 書き込み



教科書にペンやマーカーで簡単に書き込むことができます。

3 | 保存



教科書に書き込んだ内容を保存・表示することができます。

4 | 機械音声読み上げ



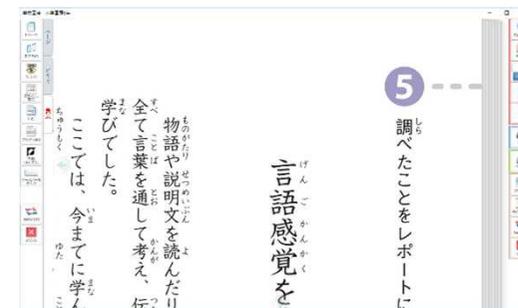
教科書の文章を機械音声で読み上げることができます。

5 | 背景・文字色の変更・反転



教科書の背景色・文字色を変更・反転することができます。

6 | ルビ

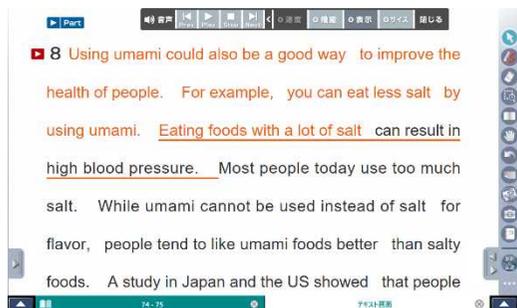


教科書の漢字にルビを振ることができます。

学習者用デジタル教科書と他のデジタル教材を一体的に使用することで、可能となる学習方法の例。

学習者用デジタル教科書と他のICT機器等を一体的に使用することで、可能となる学習方法の例。

7 | 朗読



音読・朗読の音声やネイティブ・スピーカー等が話す音声を教科書の文章に同期させつつ使用することができます。

8 | 本文・図表等の抜き出し



教科書の文章や図表等を抜き出して活用するツールを使用することができます。

大型提示装置による表示



児童生徒の手元の画面を大きく表示することができます。

9 | 動画・アニメーション等



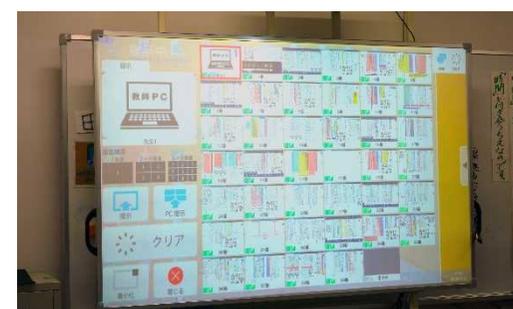
教科書に関連付けて動画・アニメーション等を使用することができます。

10 | ドリル・ワークシート等



教科書に関連付けてドリル・ワークシート等を使用することができます。

ネットワーク環境による共有



授業支援システム等を活用し、児童生徒の手元の画面を共有することができます。

(参考) 学習者用デジタル教科書の制度化に関する法令の概要

1. 学校教育法等の一部を改正する法律 (平成30年法律第39号)

- 紙の教科書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材(学習者用デジタル教科書)がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。
- 視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部においても、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。

2. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令 (平成30年文部科学省令第35号)

1. 学習者用デジタル教科書の要件:

- ① 紙の教科書の発行者が、紙の教科書の内容を全て記録。(ただし、デジタル化に伴い必要となる変更は可能。)
- 2. 学習者用を使用する際の基準は告示において定める。
- 3. 教育課程の全部においても紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる事由:
視覚障害や発達障害等の障害、日本語に通じないこと、これらに準ずるもの。

3. 学校教育法第34条第2項に規定する教材の使用について定める件 (平成30年文部科学省告示第237号)

1. 教育の充実を図るため、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準:

- ① 紙の教科書と学習者用デジタル教科書を適切に組み合わせ、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業は、各教科等の授業時数の2分の1に満たないこと。 ※学習者用デジタル教科書の導入は段階的に進めるため、まずは、紙の教科書を主として用いる
- ② 児童生徒がそれぞれ紙の教科書を使用できるようにしておくこと。
- ③ 児童生徒がそれぞれのコンピュータにおいて学習者用デジタル教科書を使用すること。
- ④ 採光・照明等に関し児童生徒の健康保護の観点から適切な配慮がなされていること。
- ⑤ コンピュータ等の故障により学習に支障が生じないよう適切な配慮がなされていること。
- ⑥ 学習者用デジタル教科書を使用した指導方法の効果を把握し、その改善に努めること。

2. 児童生徒の学習上の困難を低減させるため紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準

(1. の基準に加え):

- ① 障害等の事由に応じた適切な配慮がなされていること。
- ② 紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業が、各教科等の授業時数の2分の1以上となる場合には、児童生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いること。

施行日

平成31年4月1日

教科書採択の公正確保の徹底

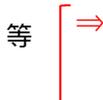
<これまでの経緯>

近年、複数の教科書発行者による、採択の公正性・透明性に疑念を生じさせかねない行為が相次いで発覚したことも踏まえ、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底が必要。

教科書発行者



- 検定申請中の教科書を閲覧させた上で、意見聴取の対価として金品を提供
- 教師用指導書や教材等の無償提供
- 中元・歳暮等の提供
- 懇親会等での飲食の提供



- ⇒ **教科書採択の公正性・透明性に疑念を抱かせる行為**
- ⇒ **適正な手続きを経ずに利害関係者から金品を受け取ることは自治体の条例・規則に違反する可能性**

採択関係者
(教育委員会関係者、校長・教員等)



保護者・地域住民等



疑念の目

採択や調査研究の過程で、特定の教科書発行者の教科書をひいきしたのは？

教科書採択における公正確保の徹底等について（令和2年3月27日付け初等中等教育局長通知）

- 教科書・指導書・準拠教材の執筆等に関与した者の採択への関与を排除すること
- 質の高い教科書の実現のためには、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教員等から意見を聴取することは大きな意義を有するものではあるが、**教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと**
- **文部科学省の指導や「教科書発行者行動規範」等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることや、教科書発行者から申出があった場合にも明確に断るよう周知を徹底すること**
- **教科書発行者による不適切な行為に関する情報については、都道府県教育委員会を通じて速やかに文部科学省に情報提供すること**
- **万が一教科書発行者による不適切な行為に加担した教員等がいた場合には厳正に対処すること**
- 採択権者の判断と責任により、綿密に調査研究を実施すること
- 採択結果・理由の公表等を通じて、保護者や地域住民に対して説明責任等を果たすこと